

都道府県指定文化財（美術工芸品）の保護・承継
に関する行政評価・監視

結果報告書

令和 3 年 3 月

総務省行政評価局

前書き

文化財は、我が国の様々な時代背景の中で、人々の生活や風土との関わりにおいて生み出され、現在まで守り伝えられてきた貴重な財産であるとともに、我が国や各地域の歴史や文化を認識させ、魅力あふれる地域づくりの礎となり、コミュニティの活性化に寄与するものである。我が国においては、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づき、文化財の指定や保護措置等が体系的に講じられている。文化財の保護においては、文化財の所有者が管理責任を負うものとされ、費用負担や手間がかかるものであり、所有者の理解と協力なくしては適切な保護は実現し得ない。しかし、昨今の少子高齢化・過疎化の進行等により急激に地域社会が変容する中、文化財の管理を担ってきた社寺、自治会等や個人に後継者の不在が懸念されるなど、文化財の保護・承継をめぐる状況も大きく変わりつつあり、将来に向かって、地域の文化財の滅失や散逸等の防止措置の緊急性が高まっている。

このような中、文化庁は文化財保護法を所管しているが、自ら指定事務を行わない都道府県指定の文化財について、所在不明となったものや、都道府県の区域外へ移動した文化財の取扱いの実態について把握していない。

この調査は、以上を踏まえ、都道府県指定文化財の適切な保護・承継を図る観点から、文化財の中でも特に商取引されやすく、譲渡や区域外移動が容易であるため滅失や散逸等のリスクが高いと考えられる美術工芸品に注目して、都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

目 次

第1 調査の目的等	1
第2 調査結果	
1 都道府県指定文化財（美術工芸品）の保護に係る制度の概要等	
(1) 法に基づく文化財の保護に係る制度等	2
(2) 調査対象とした文化財及び地方公共団体	4
2 都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理状況等	
(1) 都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理状況	7
(2) 所在不明文化財	10
(3) 都道府県指定文化財（美術工芸品）の区域外移動の状況等	22
(4) 文化庁における都道府県指定文化財（美術工芸品）の散逸防止に係る取組等	31
資料編	38

第1 調査の目的等

1 目的

この調査は、都道府県指定文化財の適切な保護・承継を図る観点から、文化財の中でも特に商取引されやすく、譲渡や区域外移動が容易であるため滅失や散逸等のリスクが高いと考えられる美術工芸品に注目して、都道府県指定文化財(美術工芸品)の管理状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

文部科学省(文化庁)

(2) 関連調査等対象機関

都道府県(27)、市区町村(29)

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州

4 実施時期

令和2年6月～3年3月(注)

(注) この調査の前段として、関係機関の協力を得て都道府県指定文化財(美術工芸品)の管理状況についても調査しており、本報告書では、当該調査において把握した部分も含めて取りまとめている。

第 2 調査結果

1 都道府県指定文化財（美術工芸品）の保護に係る制度の概要等

(1) 法に基づく文化財の保護に係る制度等

ア 我が国の文化財保護に係る制度の概要

（文化財保護法の概要）

我が国の文化財については、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）において、文化財が「わが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすもの」であり、「その保存が適切に行われる」ことが要請されている（資料 1）。

法では、政府及び地方公共団体は、法の趣旨の徹底に努めなければならない（第 3 条）とされている一方で、一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力し、文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない（第 4 条第 1 項及び第 2 項）とされている（資料 1（再掲））。

イ 法に基づく都道府県による文化財の指定、保護に係る制度の概要

法第 182 条第 2 項において、地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができるとされている（資料 1（再掲）、資料 2 及び資料 3）。

文化庁は、「都道府県の文化財保護条例及び文化財保護審議会条例の参考案について」（昭和 50 年 9 月 30 日付け庁保第 190 号文化庁次長通知。以下「条例参考案」という。）により、都道府県が定める文化財保護条例（以下、単に「条例」という。）の参考案を提示している。

本調査では、後述（P4 の 1（2）参照）のとおり都道府県が指定した有形文化財を対象としていることから、以下では条例参考案における有形文化財に係る規定について記述することとする。

条例参考案において、教育委員会は、都道府県の区域内に存する有形文化財のうち、都道府県にとって重要なものを都道府県指定有形文化財に指定することができる（第 4 条）とされ、都道府県指定有形文化財が都道府県指定有形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる（第 5 条第 1 項）とされている（資料 4）。

また、条例参考案では、指定解除の考え方について、「都道府県指定有形文化財がそ

の都道府県の区域内に所在しなくなった場合(一時的な所在の場所の変更を除く。)は、特殊な事由のうちを含めて取り扱うことが適当である。また、指定は、第4条第2項の規定により所有者等の同意を要件としているので、所有者等において、指定の当時の事情に著しい変更があり、所有者等の同意が当然予想されないような事態に立ち至ったときは、特殊の事由に該当するものとして指定の解除をするのが、所有権尊重の趣旨に沿うものであろう」とされている(資料4(再掲))。

さらに、条例参考案では、都道府県指定有形文化財の所有者は、条例並びに条例に基づいて発する教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、都道府県指定有形文化財を管理しなければならない(第6条第1項)とされ、所有者が変更されたときは、新所有者は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出(第7条第1項)、都道府県指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者(管理責任者がある場合は、その者)は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない(第9条第1項)とされている(ただし、所在地変更については、教育委員会規則の定める場合(補助金の交付を受けて行う管理又は修理のための所在変更等)には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りるとされている。)(資料4(再掲)及び資料5)。

なお、上記の所有者による所在地変更及び所有者変更に係る届出については、所有者が届出をしなかったことを理由とした罰則規定は条例参考案では設けられていない。この点は、法において国指定の重要文化財(有形文化財)に係る所有者の所在地変更及び所有者変更に係る届出に関する罰則規定が設けられている(法第203条第2号)こととは異なっている。

また、条例参考案では、教育委員会は、必要があると認めるときは、都道府県指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該都道府県指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる(第18条)とされている(資料4(再掲))。

ウ 平成30年における法改正

平成30年6月に法改正(31年4月1日施行)がなされた。この法改正は、少子高齢化・過疎化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりの核とし、社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要であるとされたことによる。

同改正では、都道府県は、域内における文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定することができる(第183条の2第1項)、文化庁は、都道府県が大綱を作成する際の参考となるよう、基本的な考え方や記載事項等を示した運用の手引となる「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」(以下「文化財指針」という。資料6)を平成31年

3月に作成・公表している。

文化財指針では、都道府県が作成する大綱に盛り込むべき、文化財の保存・活用を図るために講ずる措置の内容を記述しているが、文化財の所在不明や区域外移動に伴う散逸の防止に関することは触れられていない。

(2) 調査対象とした文化財及び地方公共団体

(調査対象とした文化財)

本調査では、地域の文化財の滅失や散逸等が緊急の課題となっていることを踏まえ、地域の文化財の所在不明及び都道府県の区域外への移動の実態を明らかにする観点から、法第2条第1項第1号に列挙された有形文化財から建造物を除いた、いわゆる「美術工芸品」（絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料）であって、都道府県が指定した都道府県指定文化財（美術工芸品）を対象とした（表1-①及び表1-②並びに資料1（再掲）及び資料3（再掲））。

(調査対象とした地方公共団体)

① 「2(1)都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理状況」及び「2(2)所在不明となっている文化財」に係る調査対象とした地方公共団体については、以下のとおり選定した（表1-③）。

- ・ インターネット上の情報を参考に都道府県指定文化財（美術工芸品）の所在不明がある（又は過去に都道府県指定文化財（美術工芸品）の所在不明があった）とされた都道府県のうちから、i）都道府県が都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理状況を直接確認しているものを5都道府県及びこれらの都道府県下にある2市区町村、ii）都道府県・市区町村の双方が都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理状況を確認しているものを10都道府県及びこれらの都道府県下にある16市区町村、iii）都道府県が市区町村に都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理状況の確認を依頼しているものを4都道府県及びこれらの都道府県下にある9市区町村
- ・ インターネット上の情報を参考に都道府県指定文化財（美術工芸品）の所在不明があるとみられなかった都道府県のうちから、i）都道府県が都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理状況を確認しているものを4都道府県、ii）都道府県・市区町村の双方が都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理状況を確認しているもの2都道府県及びこれらの都道府県下にある2市区町村、iii）都道府県が都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理状況を確認していないものを2都道府県

- ② 「2(3)都道府県指定文化財（美術工芸品）の区域外移動の状況等」に係る調査対象とした地方公共団体については、上記「2(1)都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理状況」及び「2(2)所在不明となっている文化財」で調査対象とした 27 都道府県のうち、都道府県指定文化財（美術工芸品）の区域外移動があったとするものを優先的に抽出した 15 都道府県を選定した（表 1-③（再掲））。

表 1-① 全都道府県における有形文化財の指定件数

（単位：件）

文化財の種類	有形文化財		
	建造物	美術工芸品	合計
都道府県	2,531	10,611	13,142

（注） 文化庁ホームページに掲載された資料に基づいて当省が作成した（令和 2 年 5 月現在）。

表 1-② 調査対象とした都道府県における文化財（美術工芸品）の指定件数（所有者別）

（単位：件）

個人	社寺	財団・企業	都道府県	市区町村	その他	合計
815	3,976	142	431	609	339	6,312

（注） 1 当省の調査結果による（令和 2 年 3 月末現在）。

2 「その他」は、都道府県指定文化財（美術工芸品）について、国が所有するもの、自治会所有・地区所有などの地域が所有するもの及び複数の所有者が共有しているものを計上している。

表 1-③ 調査対象とした地方公共団体の数

(単位：件)

区分	選定基準	都道府県	市区町村
インターネット上の情報を参考に都道府県指定文化財（美術工芸品）の所在不明がある（又は過去に都道府県指定文化財（美術工芸品）の所在不明があった）都道府県	都道府県が都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理状況を直接確認	5 (2)	2
	都道府県・市区町村の双方で都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理状況を確認	10 (6)	16
	都道府県が市区町村に都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理状況の確認を依頼	4 (2)	9
	都道府県が都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理状況を確認していない	0	0
インターネット上の情報を参考に都道府県指定文化財（美術工芸品）の所在不明があるとみられなかった都道府県	都道府県が都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理状況を直接確認	4 (2)	0
	都道府県・市区町村の双方で都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理状況を確認	2 (2)	2
	都道府県が市区町村に都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理状況の確認を依頼	0	0
	都道府県が都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理状況を確認していない	2 (1)	0
合計		27 (15)	29

(注) 1 市区町村は、都道府県下にある市区町村を表す。

2 下段の括弧内の数字は、「2(3)都道府県指定文化財（美術工芸品）の区域外移動の状況等」に係る調査の対象とした都道府県の数を表す。

2 都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理状況等

都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理については、条例に基づき所有者が行うこととされ、また、都道府県は、必要があると認めるときは、都道府県指定文化財（美術工芸品）の所有者等に対し、当該文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めること（以下「管理状況の確認」という。）ができるとされている。

文化庁は、国指定文化財（美術工芸品）（注）の管理状況の確認について、都道府県に対し、「国指定文化財（美術工芸品）の所在確認調査について（依頼）」（平成 25 年 11 月 29 日付け 25 庁財第 352 号文化庁長官通知。資料 7）により、原則、現物確認によることとしている一方で、都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理状況の確認については、その方法を特段定めておらず、都道府県に委ねている。

このような状況を踏まえ、都道府県における都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理状況の確認の実施状況を調査した。

（注）国指定文化財（美術工芸品）とは、法第 2 条第 1 項第 1 号に列挙された有形文化財から建造物を除いたいわゆる「美術工芸品」（絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料）であって、国が指定した重要文化財及び国宝を表す。

(1) 都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理状況

調査対象 27 都道府県における都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理状況の確認の実施状況をみると、管理状況の確認を行っている都道府県が 25 都道府県、管理状況の確認を行っていない都道府県が 2 都道府県みられた（表 2-(1)-①）。

表 2-(1)-① 管理状況の確認の実施件数

（単位：都道府県）

区分	管理状況の確認を実施	管理状況の確認を未実施
調査対象都道府県	25	2

（注）1 当省の調査結果による（令和 2 年 3 月末現在）。

2 管理状況の確認を実施している都道府県には、管理状況の確認を一部の都道府県指定文化財（美術工芸品）に限定していることが確認できた 1 都道府県を含む。

都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理状況の確認を行っている 25 都道府県について、その確認方法をみると、巡回による現物確認を行っているものが 22 都道府県、電話・文書等により確認を行っているものが 2 都道府県、確認方法を市区町村の判断に委ねて確認依頼しているものが 1 都道府県みられた（表 2-(1)-②）。また、都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理状況の確認主体についてみると、都道府県が主体となって実施しているものが 9 都道府県、都道府県と市区町村の双方で実施しているものが 12 都道府県、市区町村に依頼しているものが 4 都道府県みられた（表 2-(1)-②（再掲））。

次に、都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理状況の確認に当たって文化財保護指導委員（注）の活用状況をみると、巡回による現物確認を実施している 22 都道府県のうち、

11 都道府県（50.0%）が文化財保護指導委員を活用している状況がみられた（表 2-(1)-②（再掲））。

（注）文化財保護指導委員とは、法第 191 条において、都道府県及び市町村の教育委員会に置くことができるとされている者で、文化財について、随時、巡視を行い、並びに所有者その他の関係者に対し、文化財の保護に関する指導及び助言をするとともに、地域住民に対し、文化財保護思想について普及活動を行うとされている。

なお、この内訳をみると、都道府県が主体となって巡回による現物確認を実施している場合には、8 都道府県中 7 都道府県が文化財保護指導委員を活用しており、都道府県と市区町村の双方で巡回による現物確認を実施している場合は 11 都道府県中 4 都道府県が文化財保護指導委員を活用している状況がみられた（表 2-(1)-②（再掲））。

表 2-(1)-② 管理状況の確認の方法及び文化財保護指導委員の活用状況

（単位：都道府県）

区分	確認方法			計	
	巡回による 現物確認	文化財保護指 導委員の活用	電話・文書 等による 確認		その他 (注 3)
都道府県が実施	8	(7)	1	0	9
都道府県と市区町村 の双方で実施 (注 2)	11	(4)	1	0	12
市区町村に依頼	3	(0)	0	1	4
計	22	(11)	2	1	25

（注）1 当省の調査結果による（令和 2 年 3 月末現在）。

2 「都道府県と市区町村の双方で実施」は、i）都道府県が所有する都道府県指定文化財（美術工芸品）以外のものの現物確認を市区町村に依頼しているもの、ii）都道府県が現物確認する際に市区町村に同行を依頼しているものをいう。

3 「その他」は、確認方法を市区町村の判断に委ねているものをいう。

一方、調査対象 27 都道府県のうち都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理状況の確認を実施していない 2 都道府県では、その理由として、i）美術工芸品に係る専門家の不在や人手不足であること、ii）所有者の届出により把握することとしていることを挙げている（表 2-(1)-③）。

表 2-(1)-③ 都道府県において都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理状況の確認を行っていない理由

区分	内容
美術工芸品に係る専門家の不在や人手不	本都道府県では、都道府県指定文化財（美術工芸品）の盗難が発生していることや、過疎化の進行により、無住寺社や地区で管理している文化財の地域住民による管理が困難になりつつあることから、都道府県指定文化

足であること	財（美術工芸品）の管理状況の確認について、以前から必要性は認めていたが、美術工芸品に係る専門家の不在や人手不足を理由に実施できなかったとしている。
所有者の届出により把握することとしていること	本都道府県では、盗難や所在の変更等については原則として所有者の届出があった際に把握することとしているため、現物確認・ ^{しっかい} 悉皆方式での所在確認等は行っていないとしている。

(注) 当省の調査結果による。

なお、調査対象とした都道府県の中には、都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理について、所有者の協力、都道府県下の市区町村との役割分担及び連携、体制の不足などを課題として挙げているものがみられた（表 2-(1)-④）。

表 2-(1)-④ 都道府県における都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理に係る主な課題

区分	内容
所有者の協力	<ul style="list-style-type: none"> 個人と社寺が所有し保管している都道府県指定文化財（美術工芸品）については、所有者の前向きな協力がないと現物確認が難しい。 都道府県指定文化財（美術工芸品）が盗難に遭った場合、即座にその事実を公表しマスメディアに取り上げてもらうことが重要と思われる。しかし、社寺が所蔵している都道府県指定文化財（美術工芸品）が盗難に遭った場合には、^{だんか}檀家等から管理が不十分であったと非難されるおそれがあることから、住職等の中には盗難の事実を公表することや警察に被害届を出すことをためらう方もいる。このような場合、都道府県指定文化財（美術工芸品）の重要性を説明し住職等を説得することになるが、過去に説得に応じてもらえないことがあった。 本都道府県指定文化財（美術工芸品）の中には、個人が所有・管理しているものが多く、連絡しても応答がないなど連絡が取りづらい。また、個人所有者の中には高齢の方もおり、適切な保存や管理が難しくなっている。このため、個人所有者に対して都道府県指定文化財（美術工芸品）の博物館等への寄託を勧めている。 本都道府県の条例では、都道府県指定文化財の所有者が変更された場合、所有者変更届を新しい所有者が行うことになっているが、新しい所有者が条例による届出制度を承知していないことから、本都道府県に当該届出を提出しないケースが多い。 所在確認調査において本都道府県教育委員会の担当職員が現物確認できなかったことから所在不明（現物確認が必要）と分類された都道府

	<p>県指定文化財（美術工芸品）の7割以上は刀であり、全て個人所有の個人管理である。刀は、個人が趣味で所有して管理していることが多く、持ち運びも容易なことから、所有者の死亡等により売買されるなどして、所在不明になることが多い。</p>
都道府県下の市区町村との役割分担及び連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本都道府県では、国指定及び都道府県指定を含めて巡回確認しているものの、本都道府県と本都道府県下の市区町村の役割分担が長年の慣習による部分もあって、管理が曖昧になるおそれがあるため、役割分担を明確にする必要がある。 ・ 人口減少により、集落自体の人口が減ることで、文化財の盗難に対する近隣住民の監視の目がなくなってきており、今後はその傾向がもっと顕著になっていくと思われる。そのような地域の文化財をどう管理していくかが課題になりつつある。市区町村との連携が不可欠であると考えられる。
体制の不足	<p>本都道府県では学芸員の人員が不足しており、十分な調査指導ができない。また、市区町村に美術工芸品を専門とする学芸員が不在（考古学と歴史を専門とする者が多い。）で、多岐・多様な文化財を取り扱う技術を有する職員がいない。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県指定文化財（美術工芸品）についても、国指定文化財（美術工芸品）と同様に文化財保護制度の周知と社会的関心を高めることがまず必要であると考えられる。 ・ 盗難発生時には、警察や新聞・放送局などのマスメディア、他の都道府県にも文化財情報を提供し、盗まれた文化財であることを数多くの人々に周知し、盗品のマーケット流出を抑止する措置を今後講ずる必要がある。

（注） 当省の調査結果による。

（2）所在不明文化財

ア 所在不明文化財の状況

昨今の少子高齢化・過疎化の進行等により急激に地域社会が変容する中、文化財の管理を担ってきた社寺、自治会等や個人に後継者の不在が懸念されるなど、文化財の保護・承継をめぐる状況も大きく変わりつつあり、将来に向かって、地域の文化財の滅失や散逸等が課題となってきた（資料8）。

都道府県指定文化財（美術工芸品）は、条例に基づき所有者に管理義務が課せられているが、都道府県指定文化財（美術工芸品）で所在不明となったものの取扱いの実態について、文化庁は把握しておらず、明らかにされていない。

そこで、調査対象とした27都道府県の都道府県指定文化財（美術工芸品）6,312件を

対象に調査したところ、20 都道府県において指定が維持されたまま所在不明と整理され、検索を続けている都道府県指定文化財（美術工芸品）（以下「所在不明文化財」という。）が 114 件（1.8%）みられた（表 2-(2)-①）。

表 2-(2)-① 都道府県指定文化財（美術工芸品）のうち所在不明文化財の件数

（単位：件、%）

区分	調査対象文化財数	
	調査対象文化財数	所在不明文化財数
都道府県指定文化財（美術工芸品）数	6,312 (100)	114 (1.8)

（注）1 当省の調査結果による（令和 2 年 3 月末現在）。

2 調査対象文化財数のうち、表中のように所在不明文化財のほか、都道府県において所在不明とは整理されていないが検索中とされているものが 83 件みられた。

上記所在不明文化財 114 件を所有者別に件数の多い順にみると、個人が 86 件、社寺が 21 件、自治会・地区が 4 件、都道府県が 2 件、市区町村が 1 件になっており、所在不明文化財 114 件のうち、個人所有及び社寺所有のものが 107 件で、全体の 93.9%を占めている（表 2-(2)-②）。

また、文化財種別では、刀剣などの工芸品が 57 件、絵画が 25 件、彫刻が 18 件、考古資料が 6 件、書跡が 5 件、歴史資料が 3 件となっている（表 2-(2)-②（再掲））。

表 2-(2)-② 都道府県指定文化財（美術工芸品）の所有者別・文化財種別の所在不明件数

（単位：件）

区分	絵画	彫刻	工芸品	書跡	考古資料	歴史資料	合計
個人	19	3	57	2	3	2	86
社寺	6	11	0	3	0	1	21
自治会・地区	0	4	0	0	0	0	4
都道府県	0	0	0	0	2	0	2
市区町村	0	0	0	0	1	0	1
合計	25	18	57	5	6	3	114

（注） 当省の調査結果による（令和 2 年 3 月末現在）。

次に、上記所在不明文化財 114 件について、各都道府県において都道府県指定文化財（美術工芸品）が所在不明となっていることを把握したきっかけをみると、都道府県による事後の所在確認調査で把握したもの（78 件、68.4%）と警察からの連絡等により把握したもの（23 件、20.2%）を合わせて 101 件で、全体の 88.6%を占めている。（表 2-(2)-③）。

また、上記 114 件を所在不明の原因別にみると、所有者死去が 35 件、所有者転居が

17件、売却が13件、盗難が25件、その他が24件となっている（表2-(2)-④）。

上記114件について、所在不明となっていることを把握したきっかけと所在不明の原因を所有者別に分析すると、以下の状況が明らかとなった。

i) 社寺所有の都道府県指定文化財（美術工芸品）（21件）については、都道府県は、警察からの連絡等によって所在不明となっていることを把握しているものが多くみられた（17件、81.0%）（表2-(2)-③（再掲））。これは、社寺所有の都道府県指定文化財（美術工芸品）について、所在不明となっている原因の多くが盗難であることと関連しているものと考えられる（表2-(2)-④（再掲））。

ii) 所在不明となっている件数が最も多い個人所有の都道府県指定文化財（美術工芸品）（86件）についてみると、都道府県が事後に所在確認等の調査を行った際に所在不明となっていることを把握したものが75件（87.2%）みられたが（表2-(2)-③（再掲））、その75件のいずれでも条例に基づく旧所有者からの所在地変更の届出や新所有者からの所有者変更の届出によって把握したものはみられなかった。

また、所在不明の原因には、所有者死去（35件、30.7%）、所有者転居（17件、14.9%）、売却（13件、11.4%）がみられ（表2-(2)-④（再掲））、そのいずれの原因の場合でも旧所有者又は新所有者から都道府県への届出がなされず、都道府県が事後に行った所在確認等の調査によって所在不明となっていることを把握しているものが多くみられる（表2-(2)-⑤）。

このように、今回の調査で判明した個人所有の都道府県指定文化財（美術工芸品）が所在不明となったケース（86件）について、所有者の死去、転居又は売却が原因となったもの（合わせて65件）のうち59件（90.8%）で事後の所在確認調査により都道府県が所在不明の事実を把握していたことから（表2-(2)-⑤（再掲））、旧所有者からの所在地変更の届出又は新所有者からの所有者変更の届出が都道府県に対し適切になされず、結果的に所在不明となってしまっていることがうかがわれる。

表 2-(2)-③ 都道府県指定文化財（美術工芸品）の所有者別・所在不明となっていることを把握したきっかけ別件数

(単位：件)

区分	所在地及び所有者の変更の届出 (注2)	警察からの連絡等 (注3)	事後の所在確認調査	関係者からの照会・連絡	詳細不明	合計
個人	0	2	75	6	3	86
社寺	0	17	1	2	1	21
自治会・地区	0	3	0	0	1	4
都道府県	0	0	2	0	0	2
市区町村	0	1	0	0	0	1
合計	0	23	78	8	5	114

(注) 1 当省の調査結果による（令和2年3月末現在）。

2 「所在地及び所有者の変更の届出」は、条例に基づく所在地変更の届出及び所有者変更の届出をいう。

3 「警察からの連絡等」は、i) 所有者から警察への盗難届の提出があり警察から都道府県に対し連絡があったもの、ii) 所有者から警察へ盗難届の提出及び都道府県に対する連絡があったものをいう。

表 2-(2)-④ 都道府県指定文化財（美術工芸品）の所有者別・所在不明の原因別件数

(単位：件)

区分	所有者 死去 (注2)	売却	所有者 転居	盗難	その他 (注3)	合計
個人	35	13	17	2	19	86
社寺	0	0	0	18	3	21
自治会・地区	0	0	0	4	0	4
都道府県	0	0	0	0	2	2
市区町村	0	0	0	1	0	1
合計	35	13	17	25	24	114

(注) 1 当省の調査結果による（令和2年3月末現在）。

2 「所有者死去」は、i) 所有者の死後、相続人と連絡が取れないもの、ii) 所有者の死後、相続人と連絡を取ることはできるが、死亡した所有者から都道府県指定文化財（美術工芸品）に関する引継ぎを受けおらず、所在が確認できないものであって、都道府県において所在不明と整理されているものをいう。

3 「その他」は、i) 所有者と連絡が取れないもの、ii) 所有者の協力が得られないことなどにより現物確認できないものであって、都道府県において所在不明と整理されているものをいう。

表 2-(2)-⑤ 個人所有の都道府県指定文化財（美術工芸品）のうち、所在不明の原因別・所在不明となっていることを把握したきっかけ別件数

(単位：件)

区分	所在地及び所有者の変更の届出 (注 2)	警察からの連絡等 (注 3)	事後の所在確認調査	関係者からの照会・連絡	詳細不明	合計
所有者死去	0	0	29	5	1	35
所有者転居	0	0	17	0	0	17
売却	0	0	13	0	0	13
合計	0	0	59	5	1	65

(注) 1 当省の調査結果による（令和 2 年 3 月末現在）。

2 「所在地及び所有者の変更の届出」は、条例に基づく所在地変更の届出及び所有者変更の届出をいう。

3 「警察からの連絡等」は、i) 所有者から警察への盗難届の提出があり警察から都道府県に対して連絡があったもの、ii) 所有者から警察へ盗難届の提出及び都道府県に対する連絡があったものをいう。

イ 都道府県独自の取組により所在不明の防止につながっている主な事例

前述（P10 の 2(2)ア）のとおり調査対象都道府県では所在不明文化財がみられた一方で、以下のとおり、都道府県が都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理状況を確認するに当たって、都道府県指定文化財（美術工芸品）の所在不明の防止につながる独自の取組を行っている事例がみられた（表 2-(2)-⑥）。

- ① 文化財の写真を撮影し、寸法や特徴を記録している例
- ② 所有者との関係性確保に取り組んでいる例
- ③ 所有者に所在地変更等の届出の励行等について確認している例
- ④ 宗教法人所管部局から法人に係る情報を収集し、所在地変更等の届出の励行に活用している例

表 2-(2)-⑥ 都道府県独自の取組により所在不明の防止につながっている主な事例

区分	内容
文化財の写真を撮影し、寸法や特徴を記録している例	<p>本都道府県は、平成元年度から、国及び同都道府県の指定文化財並びに盗難の対象となりやすい未指定文化財を含めた彫刻（所有者の了解が得られない一部の秘宝等を除く全て）を対象に、それらの文化財の損傷、被災、盗難に備え、順次、写真を撮影し、寸法や特徴を採寸記録台帳に記録する「撮影事業」を実施している。</p> <p>実際、同都道府県では、平成 15 年度から令和元年度末までに 67 件の都道府県指定がなされていない文化財（このうち 1 件は国指定重要文化財である。）の盗難事件が発生しているが、当該 67 件のうち、4 件返却された（このうち 1 件は国指定重要文化財である。）実績があるとしている。</p> <p>上記の返却された文化財について、同都道府県は、いずれも撮影事業に</p>

	<p>より撮影された文化財の写真が新聞等に掲載され、犯人が盗んだ文化財を現金化することが困難となったことが要因であるとしている。</p> <p>なお、同都道府県は、同都道府県指定文化財（美術工芸品）については、所在地変更等の届出が励行されており、これまで所在不明となっているものはないとしている。</p>
<p>所有者との関係性確保に取り組んでいる例</p>	<p>本都道府県には、所有者と国・都道府県・市区町村が緊密な関係性を確保し、文化財保護の充実と発展に寄与することを目的に、平成4年度から、国及び同都道府県指定文化財の所有者等を会員（約500人）とした文化財所有者等連絡協議会が組織されている。</p> <p>同協議会は、毎年、総会及び研修会を開催しており、その席で同都道府県の文化財保護課は文化財の所有者等に対し、消防や警察の協力も得て文化財の保存、修理、防災、維持管理等に関する理解の促進を図っている（注）。</p> <p>また、こうした機会を通じて、同課は、文化財の滅失、毀損、盗難等が発生した場合に、所有者等により速やかに届出が励行されるよう文化財の所有者との関係性を確保できているとしている。</p> <p>このほかに、同都道府県では、普段から文化財の所有者とは緊密に連絡を図り、文化財の管理状況に関する情報収集を行っている。</p> <p>同都道府県は、これらの取組の結果、これまで所在不明となった都道府県指定文化財（美術工芸品）はないとしている。</p> <p>（注）文化財所有者等連絡協議会における具体的な取組としては、i）会員が参加しての講演や文化財見学を組み込んだ研修会の開催、ii）会員への文化財に係る補助事業や防犯等に関する公的相談窓口の設置及び周知などがみられた。</p>
<p>所有者に所在地変更等の届出の励行等について確認している例</p>	<p>本都道府県は、文化財の指定に当たっては、維持管理の負担や届出の励行について所有者に説明した上、所有者の理解が得られているかどうかや、適切に維持管理してもらえるのかも確認し、慎重に指定している（適切な維持管理が難しいとする所有者である場合、資料館等への寄託を勧めている。）。</p> <p>また、同都道府県が実施する指定文化財の管理に関する各種補助制度や所在変更等の届出についての注意喚起に関する文書を毎年、全ての所有者に送付しており、不在返送があった場合には、所有者に転居等がないか電話で確認している。</p> <p>これらの取組の結果、同都道府県指定文化財（美術工芸品）でこれまで所在不明となったものはないとしている。</p>
<p>宗教法人所管部局から法人</p>	<p>本都道府県の文化財保護課では、過去に、宗教法人を所管する部局（文教課）から、国指定重要文化財を所有する宗教法人について、後継者がい</p>

に係る情報を収集し、所在地変更等の届出の励行に活用している例	<p>ないなど運営上のリスクがある法人がみられるとの情報提供を受けた。</p> <p>文化財保護課と文教課が連携して確認したところ、当該法人の所在地とされている場所が更地になっており、当該法人が所有する国指定重要文化財の管理状況が不明な状態となっていたことから、同都道府県は、当該法人の代表者に連絡を取り、国指定重要文化財の所在を確認できた事例などがあった。</p> <p>このような経緯があったことから、文化財保護課では、文教課と連携し、宗教法人が所有する文化財（都道府県指定文化財（美術工芸品）を含む。）の管理に関するリスクが生じる可能性がある場合には、必要に応じて法人に関する情報を共有するなど、連携して宗教法人の財産でもある文化財の管理状況の確認に努めることとしている。</p>
--------------------------------	---

(注) 当省の調査結果による。

ウ 検索に係る関係機関との連携

所在不明文化財がみられた 20 都道府県では、引き続き所在不明文化財の検索を続けており、関係機関と連携して検索に当たっている状況がみられた。

都道府県が連携した関係機関（複数回答）について、市区町村と連携しているものが 12 都道府県、警察と連携しているものが 2 都道府県、都道府県内にある美術館・博物館と連携しているものが 2 都道府県、文化庁と連携しているものが 4 都道府県、他の都道府県と連携しているものが 2 都道府県、メディアと連携しているものが 3 都道府県みられた（表 2-(2)-⑦）。

表 2-(2)-⑦ 都道府県指定文化財（美術工芸品）の検索に当たって連携した関係機関数

(単位：都道府県)

区分	市区町村	警察	都道府県内にある美術館・博物館	文化庁	他の都道府県	メディア
20 都道府県	12	2	2	4	2	3

(注) 1 当省の調査結果による（令和 2 年 3 月末現在）。

2 複数の連携した関係機関を挙げた都道府県がみられたことから、表の関係機関数の合計は 20 を超える。

3 20 都道府県では、所在不明文化財のリストを関係機関に対して提供して情報提供を呼び掛けており、表中の件数は、20 都道府県において当該リストを提供した関係機関の数を表している。

このほか、警察との連携については地方公共団体と警察が定期的に情報交換を行う取組、メディアとの連携についてはメディアに写真を提供し記事にもらい情報提供を呼び掛ける取組がみられた。

なお、上記のほか、検索に当たって警察と連携があったのか当時の詳細は不明であるが、所有者から盗難届が提出されているものが 6 件みられた。

一方、調査対象とした都道府県及び市区町村の中には、所在不明となった都道府県指定文化財（美術工芸品）の検索について、所有者の協力や関係機関との連携などを課題として挙げているものがみられた（表 2-(2)-⑧及び表 2-(2)-⑨）。

表 2-(2)-⑧ 都道府県における所在不明文化財の搜索に係る主な課題

区分	内容
所有者の協力	<ul style="list-style-type: none"> 所在不明文化財の警察や有識者への情報共有について、所有者の理解が得られない場合、公表や情報共有が困難となり、搜索が難しくなると考えられる。 文化財の所有者の協力がなければ、搜索は困難となる。 刀剣類が古美術商等の指定文化財や刀剣登録の手續に関する知識がある者の手に渡れば、都道府県への照会や連絡が行われる場合があり、所在確認につながる可能性はあるが、現状では新所有者の知識や考え方に頼らざるを得ない状況である。
関係機関等との連携	<p>近年、文化財の盗難報告を受けていないため、警察や古美術商と連携する機会がなく、実際に盗難報告を受けた際に関係各所との連携が取れるか懸念している。近隣の県では文化財の盗難が発生しているとの情報もあることから、先進県等の取組を参考に盗難被害が発生した時の対応を考えていく必要がある。</p>
搜索に必要な情報	<p>文化財の写真がある場合は、他機関への搜索依頼を行う際に文化財の特徴を示す有効な手段となるが、指定時期が古く写真等のデータがない場合には、搜索が困難となる。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(2)-⑨ 市区町村における所在不明文化財の搜索に係る主な課題

区分	内容
所有者（個人）の所在不明	<ul style="list-style-type: none"> 所有者やその相続人等の所在自体を把握できない又は連絡が取れない場合や、所有者が死亡する前に売却等を行ったが相続人等は指定文化財の存在自体を知らなかった又は売却先等を知らされていないような場合には、所在不明文化財の搜索の手掛かりとなる売却先や譲渡先等の情報が得られず、追跡調査を行うことは困難である。 盗難ではなく、所有者の死去や転居等の個人の都合により所在不明となっている場合、搜索は困難である。特に、所有者やその相続人と音信不通となってしまうと、所在の確認が難しくなる上、時間の経過に伴い、所有者の知人等も不明となってしまうと手掛かりがなくなり、搜索が困難となる。 所有者の死去や転居等の個人の都合による所在不明案件は、個人の意向等により所在不明になったことを公表できないこともある。所在不明の原因の類型ごとに所在不明文化財の搜索の在り方について整理する必要がある。

	<ul style="list-style-type: none"> 登録されている住所に現物確認に行った際に、住宅からアパートに建て替えられており、所有者の所在が確認できなくなっていた本都道府県指定文化財（美術工芸品）について、住民基本台帳を所管する部局に対し、戸籍から追跡していくことを目的に戸籍情報の提供を求めたが、同部局から情報提供を断られ、追跡できなかったことがある。
--	--

(注) 当省の調査結果による。

エ 一旦所在不明となったが発見に至った都道府県の取組の例

調査対象都道府県では、以下のとおり、一旦所在不明となった都道府県指定文化財（美術工芸品）の捜索に当たって関係機関との連携を図るなどして発見に至った例がみられた（表 2-(2)-⑩）。

- ① 都道府県教育委員会から同都道府県内全市区町村、同都道府県立博物館及び同都道府県立美術館に所在不明文化財のリストを提供し情報提供を呼び掛け、発見に至った例
- ② 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 14 条に規定された刀剣類の登録事務の担当部局に対し、当該所在不明刀剣の登録がなされていないかを照会し発見に至った例
- ③ 所有者から所在確認調査の協力が得られず、都道府県教育委員会が現物確認できない都道府県指定文化財（美術工芸品）について、市区町村が所有者に対し、継続して働き掛けを行ったことにより、所在の確認ができた例

表 2-(2)-⑩ 一旦所在不明となったが発見に至った都道府県の取組の例

区分	内容
都道府県教育委員会から同都道府県内全市区町村、同都道府県立博物館及び同都道府県立美術館に所在不明文化財のリストを提供し、情報提供を呼び掛け、発見に至った例	<p>本都道府県は、平成 25 年 11 月、文化庁から国指定文化財（美術工芸品）について所在確認依頼があったことを契機として、同都道府県指定文化財についても所在確認に係る調査を行った。同調査は市区町村教育委員会に依頼し、平成 26 年 2 月及び 27 年 6 月の予備的調査を経て、27 年度に絵画・書跡の本調査、28 年度及び 29 年度に彫刻、工芸品、考古資料の本調査を実施した（注）。</p> <p>（注）予備的調査では、各市区町村教育委員会において市区町村内に所在する都道府県指定文化財（美術工芸品）について現時点で把握している概況（所在することはおおむね確か、所在の有無について情報がない、所在しない可能性が濃厚のいずれかを報告）を調査している。一方、本調査では、予備的調査で所在の有無について情報がないとされた文化財を対象に、市区町村教育委員会において市区町村内に所在する現物を実際に見て確認する方法（又は管内の博物館等に電話で確認を依頼等）で調査している。</p> <p>平成 27 年度の本調査では、都道府県指定文化財（個人所有の絵画）について、当該指定文化財の所在と管理状況を市教育委員会職員が確認した</p>

	<p>い旨の通知を文書で所有者に送付したが、宛先不明で返戻され電話番号も使われなくなっており、所有者転居先不明として当該指定文化財が所在不明であることが判明した。</p> <p>このため、同都道府県は、上記所在確認に係る調査結果を踏まえ、当該指定文化財を含む所在不明であると判明した都道府県指定文化財(美術工芸品)の一覧を管内の市区町村教育委員会、都道府県立博物館及び都道府県立美術館に提供し、所在不明文化財に関する情報の提供を呼び掛けた。</p> <p>その結果、同都道府県立美術館の学芸員から、上記都道府県指定文化財(個人所有の絵画)が同都道府県立博物館で所蔵している可能性がある旨の情報提供があり、同博物館が所在する市の教育委員会職員が現物を確認し、発見に至った。</p> <p>同都道府県は、所在不明文化財の搜索に当たっては、私立も含めた博物館、美術館との情報交換の充実が重要であるとしている。</p> <p>なお、上記取組のほか、同都道府県は、市区町村を通じて、文化財所有者向けの文化財の管理に関する諸手続を解説した手引を作成・配布している。同手引では、日常的な保存管理の方法のほか、所有者変更の場合や所在地変更の場合の届出書類への記載内容や提出先(市区町村教育委員会文化財担当課)などが具体的に記載されており、同都道府県は、届出が漏れることによる文化財の所在不明の発生防止に努めているとしている。</p>
<p>銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第14条に規定された刀剣類の登録事務の担当部局に対し、当該所在不明刀剣の登録がなされていないかを照会し発見に至った例</p>	<p>本都道府県は、平成25年11月に文化庁から国指定文化財(美術工芸品)の所在確認調査の依頼があった際に、同都道府県指定文化財(美術工芸品)の所在確認依頼も併せて実施(都道府県内市区町村に対して調査協力依頼)し、当該調査の結果、所在不明文化財があることが判明した。</p> <p>このような状況を踏まえ、本都道府県は、i)他の都道府県の教育委員会等(銃砲刀剣類所持等取締法第14条に規定された刀剣類の登録事務の担当部局)に対し、当該所在不明となっている刀剣の登録がなされていないかを照会するとともに、ii)同法に規定された手続(同法第14条に基づく登録及び同法第17条の規定に基づく登録を受けた銃砲又は刀剣類の譲受け、相続、貸付け又は保管の委託の届出等)が本都道府県に対してなされた場合には、本都道府県指定文化財(美術工芸品)の指定台帳と突合し、所在不明文化財に該当しないかを確認することとした。</p> <p>この結果、以下のとおり、本都道府県では所在不明となっていた都道府県指定文化財(刀剣)の発見に至ったとしている。</p> <p>① 所有者が刀剣の登録情報において本都道府県外に転居していたことが判明したことから、本都道府県は同所有者に対し、本都道府県外に移動した都道府県指定文化財の指定について解除する旨を書面にて通知</p>

	<p>したところ、同所有者から本都道府県へ電話連絡があり、本都道府県内の施設で当該刀剣を公開し有効活用したいという意向の相談を受けたため、本都道府県内の刀剣を多く扱う美術館を紹介し、寄託された。</p> <p>② 本都道府県外の刀剣販売業者から購入を検討中の刀剣に付属していた都道府県指定文化財（美術工芸品）の指定書が有効であるか照会があり、同刀剣の本都道府県外への移動を確認した。その後新所有者より銃砲刀剣類所持等取締法第 17 条の規定に基づく所有者変更の手続がなされたことで新所有者と所在地が判明した（新所有者は本都道府県外に在住していたことから、本都道府県の条例第 7 条の規定に基づく都道府県指定文化財の所有者変更届の提出を依頼し、区域外移動として指定を解除した。）。</p>
所有者から所在確認調査の協力が得られず、都道府県教育委員会が現物確認できない都道府県指定文化財（美術工芸品）について、市区町村が所有者に対し、継続して働き掛けを行ったことにより、所在の確認ができた例	<p>本都道府県では、平成 26 年度に行った同都道府県指定文化財（美術工芸品）の所在確認調査時に所有者の協力が得られず、同都道府県教育委員会の担当職員が現物を確認できないもの（個人所有の刀剣）があった。このため、同都道府県は、当該都道府県指定文化財（刀剣）を所在不明（所在確認が必要）に分類していた。</p> <p>このような状況を踏まえ、同都道府県は上記都道府県指定文化財（刀剣）の所有者への連絡を市区町村に対して依頼した。市区町村では、文化財担当職員が、上記所在確認調査後も所有者に対し継続して電話連絡及び訪問を行うとともに、所有者の自宅訪問時に、都道府県による所在確認調査への協力を依頼する文書を郵便受けに投函し、所有者への連絡を続けた。</p> <p>その結果、所有者との連絡が取れたことから、同都道府県の担当職員が現物確認を実施し、所在確認調査を実施した平成 26 年度内に、所在不明となっていた都道府県指定文化財（刀剣）の所在の確認ができた。</p> <p>なお、同都道府県は、所在不明文化財の所在の確認に当たっては、所有者の了解を得ることが重要であるとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

オ 国への意見・要望

調査対象とした都道府県及び市区町村の中には、都道府県指定文化財（美術工芸品）の保護・管理について、効果のあった所在不明文化財の搜索事例の提供などを国への意見・要望として挙げているものがみられた（表 2-(2)-⑪及び表 2-(2)-⑫）。

表 2-(2)-⑪ 都道府県における都道府県指定文化財（美術工芸品）の保護・管理に係る国への
主な意見・要望

区分	内容
効果があった捜索事例の提供	<p>他の都道府県が実施して効果があった所在不明文化財の捜索事例などについて、文化庁が情報提供してくれると有り難い。</p> <p>なお、本都道府県指定文化財（美術工芸品）に関する事例ではないが、令和元年度に本都道府県下の市区町村で未指定文化財（木造の仏像）の盗難事件が発生した際に、以前に文化庁から情報提供を受けていた他の都道府県の取組を参考として、i) 当該市区町村からの要請を受けて本都道府県教育委員会から各都道府県教育委員会宛てに情報提供を依頼する公文書を出し、ii) 新聞・テレビ等マスメディアへの積極的な情報提供、iii) 当該市区町村職員や地域住民が主体となり、SNS等を活用した広範囲への情報発信などの取組を行った結果、盗まれた仏像の発見に至った例がある。</p>
刀剣の登録情報と文化財指定情報との突合	<p>銃砲刀剣類所持等取締法第 14 条第 1 項の規定に基づく美術品として価値のある刀剣類の登録がなされている刀剣は、歴史的・文化的価値等が認められれば、都道府県指定文化財（美術工芸品）に指定されることもあり得る。都道府県指定文化財（美術工芸品）で所在不明となりやすいのは、持ち運びが容易な刀剣が多いと考えられる。刀剣の登録情報と文化財指定に係る情報を突合せることができれば、少なくとも都道府県指定文化財（美術工芸品）に指定されている刀剣類については、移動等の把握が容易になると考えられるため、そのシステムを文化庁が整備してほしい。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(2)-⑫ 市区町村における都道府県指定文化財（美術工芸品）の保護・管理に係る国への
主な意見・要望

区分	内容
効果があった捜索事例の提供等	<ul style="list-style-type: none"> 所在不明文化財については、他の地方公共団体が実施した所在確認に係る成功事例（先進的事例）が分かるような事例集及び所在確認調査に係るマニュアルの作成、地方公共団体職員向けの所在確認調査に特化した専門的な内容の研修会等の開催が必要であると考えている。 都道府県指定文化財（美術工芸品）の効果的な散逸防止策や所在不明文化財の捜索成功事例について情報提供してもらえると参考になる。
都道府県指定文化財（美術工芸品）の保管に関	<p>美術工芸品、特に絵画及び文書は、適切な温度で保管することが必要だが、個人所有となると、どのような環境で保管されているか心配である。国が、保存に関する個人向けの手引を作成してくれれば、所有者に配布し</p>

する個人向けの 手引の作成	たい。
------------------	-----

(注) 当省の調査結果による。

(3) 都道府県指定文化財（美術工芸品）の区域外移動の状況等

ア 都道府県指定文化財（美術工芸品）の区域外移動の実績

前述（P2の1(1)イ）のとおり、都道府県は、その区域に存する重要な文化財を指定することができるかとされているが、人や物の移動が活発になっている現代において、所有者は、都道府県指定文化財（美術工芸品）を容易に都道府県の区域外へ移動させることができる。

文化庁は、条例参考案において、都道府県指定文化財（美術工芸品）が区域外へ移動した場合には、特殊の事由のうちを含めて取り扱うこと、すなわち、都道府県は指定を解除することが適当であるとしている。これについて文化庁は、「地方公共団体の区域外に存する文化財を当該地方公共団体の文化財として指定し何らかの保護措置（規制を含む。）を講ずることができるのであれば、文化財所有者において参政権の及ばない地方公共団体の規制等に服することとなり、民主主義の観点から当然問題になると考えられるほか、複数の地方公共団体による二重指定等も生じ得ることとなり、所有者の財産権の観点からも過度の規制となり問題になる」としている。

しかしながら、区域外へ移動した都道府県指定文化財（美術工芸品）の指定が解除された場合、それまで所有者が負っていた管理義務がなくなるとともに、都道府県は所有者に対して管理状況の報告を求めることもできなくなる。

このような状況にある中で、文化庁は都道府県指定文化財（美術工芸品）の区域外への移動の実態を把握しておらず、区域外に移動した場合の取扱いについては、各都道府県が条例等に基づき主体的に判断すべき事柄であるとして、何らの取組も行っていない。

そこで、今回、当省において、都道府県指定文化財（美術工芸品）が区域外へ移動した場合の都道府県における取扱いの実態について調査を行った。

調査対象 15 都道府県において都道府県指定文化財（美術工芸品）が区域外へ移動したものは、14 都道府県で 93 件みられた。

これらの都道府県指定文化財（美術工芸品）を所有者別にみると、個人が 76 件、社寺が 8 件、市区町村が 1 件、所有者不明が 8 件となっている。また、文化財の種別では、工芸品が 75 件、彫刻が 7 件、絵画が 6 件、考古資料が 3 件、歴史資料が 1 件、書跡が 1 件となっている（表 2-(3)-①）。

所有者別・文化財種別でみると、個人所有の工芸品が 65 件みられ、最も多く区域外へ移動していた（表 2-(3)-①（再掲））。

表 2-(3)-① 区域外へ移動した都道府県指定文化財（美術工芸品）の所有者別・文化財種別
件数

(単位：件)

区分	絵画	彫刻	工芸品	書跡	考古資料	歴史資料	合計
個人	1	6	65	1	2	1	76
社寺	5	1	2	0	0	0	8
都道府県	0	0	0	0	0	0	0
市区町村	0	0	1	0	0	0	1
所有者不明(注2)	0	0	7	0	1	0	8
合計	6	7	75	1	3	1	93

(注) 1 当省の調査結果による(令和2年3月末現在)。

2 「所有者不明」は、i) 文化財の名称、ii) 文化財の種別、iii) 都道府県が当該文化財の指定を区域外へ移動したことを理由に解除した記録については残っているが、所有者が不明であるものをいう。

次に、区域外へ移動した上記都道府県指定文化財（美術工芸品）93件について、都道府県が、区域外へ移動していることを把握したきっかけをみると、条例に基づき、旧所有者が行う所在地変更の届出によるものが7件、新所有者が行う所有者変更の届出によるものが4件みられた(表2-(3)-②)。

その一方で、都道府県が事後の所在確認調査を行ったことにより把握したものが35件と最も多くみられ、また、関係者からの照会・連絡で把握したもの(11件)や詳細不明としているもの(33件)もみられた(表2-(3)-②(再掲))。

表 2-(3)-② 都道府県指定文化財（美術工芸品）の所有者別・都道府県が区域外移動を把握したきっかけ別件数

(単位：件)

区分	所在地変更の届出 (注3)	所有者変更の届出 (注3)	事後の所在確認調査	関係者からの照会・連絡	詳細不明	その他 (注4)	合計
個人	0	4	35	10	24	3	76
社寺	6	0	0	1	1	0	8
都道府県	0	0	0	0	0	0	0
市区町村	1	0	0	0	0	0	1
所有者不明(注2)	0	0	0	0	8	0	8
合計	7	4	35	11	33	3	93

(注) 1 当省の調査結果による(令和2年3月末現在)。

2 「所有者不明」は、i) 文化財の名称、ii) 文化財の種別、iii) 都道府県が当該文化財の指定を区域外へ移動したことを理由に解除した記録については残っているが、所有者が不明であるものをいう。

3 「所在地変更の届出」及び「所有者変更の届出」とは、条例に基づく所在地変更の届出及び所有者変更

の届出をいう。

- 4 「その他」は、銃砲刀剣類所持等取締法第 17 条の規定に基づく所有者変更手続等で判明したものをいう。

次に、上記 93 件について、区域外へ移動した理由をみると、売却が 27 件、譲渡が 16 件、相続が 1 件、所有者の転居が 17 件、美術館・博物館等への寄託が 14 件、詳細不明が 16 件、その他が 2 件みられた（表 2-(3)-③）。

特に、上記 93 件の中で最も多かった個人所有 76 件について、区域外へ移動した理由をみると、売却が 27 件、譲渡が 15 件、相続が 1 件、所有者の転居が 17 件、美術館・博物館等への寄託が 5 件、詳細不明が 9 件、その他が 2 件みられた（表 2-(3)-③（再掲））。

表 2-(3)-③ 都道府県指定文化財（美術工芸品）の所有者別・区域外移動の理由別件数

（単位：件）

区分	売却	譲渡	相続	所有者の転居	寄託 (注 3)	詳細不明	その他 (注 4)	合計
個人	27	15	1	17	5	9	2	76
社寺	0	1	0	0	7	0	0	8
都道府県	0	0	0	0	0	0	0	0
市区町村	0	0	0	0	1	0	0	1
所有者不明 (注 2)	0	0	0	0	1	7	0	8
合計	27	16	1	17	14	16	2	93

(注) 1 当省の調査結果による（令和 2 年 3 月末現在）。

2 「所有者不明」は、i) 文化財の名称、ii) 文化財の種別、iii) 都道府県が当該文化財の指定を区域外へ移動したことを理由に解除した記録については残っているが、所有者が不明であることをいう。

3 「寄託」は、美術館・博物館等への寄託であり、文化財の所有者と美術館等との間で締結された寄託契約の契約期間が 5 年以上の期間にわたって有効な契約が締結されたものを対象としている。

4 「その他」は、所有者が文化財を扱える知人に保管を依頼しているものをいう。

次に、区域外へ移動した個人所有の都道府県指定文化財（美術工芸品）76 件について、区域外へ移動した理由別に、都道府県が区域外移動していることを把握したきっかけをみると、売却及び譲渡の際に、新所有者からの所有者変更の届出で把握したものが 4 件みられた（表 2-(3)-④）。

その一方で、売却、譲渡、相続、所有者の転居の際に条例に基づく所有者からの所在地変更の届出又は新所有者からの所有者変更の届出によってではなく、都道府県が事後に行った所在確認調査により把握したもの（35 件）、関係者からの照会・連絡により把握したもの（10 件）及び詳細不明としているもの（24 件）が合計で 69 件みられ、全体 76 件の 90.8%となっていた（表 2-(3)-④（再掲））。

表 2-(3)-④ 個人所有の都道府県指定文化財（美術工芸品）のうち、区域外移動の理由別・都道府県が区域外移動を把握したきっかけ別件数

(単位：件)

区分	所在地変更の届出 (注 3)	所有者変更の届出 (注 3)	事後の所在確認調査	関係者からの照会・連絡	詳細不明	その他 (注 4)	合計
売却	0	3	10	8	4	2	27
譲渡	0	1	8	1	5	0	15
相続	0	0	1	0	0	0	1
所有者の転居	0	0	13	1	3	0	17
寄託	0	0	1	0	4	0	5
詳細不明	0	0	0	0	8	1	9
その他 (注 2)	0	0	2	0	0	0	2
合計	0	4	35	10	24	3	76

(注) 1 当省の調査結果による（令和 2 年 3 月末現在）。

2 「その他」は、所有者が文化財を扱える知人に保管を依頼しているもので区域外への移動は一時的であり、将来県内に戻ってくる見込みであるものをいう。

3 「所在地変更の届出」及び「所有者変更の届出」とは、条例に基づく所在地変更の届出及び所有者変更の届出をいう。

4 「その他」は、銃砲刀剣類所持等取締法第 17 条の規定に基づく所有者変更手続等で判明したものをいう。

イ 区域外へ移動した都道府県指定文化財（美術工芸品）に係る都道府県指定の継続に関する対応等

区域外へ移動した都道府県指定文化財（美術工芸品）93 件について、都道府県の対応状況をみると、都道府県が指定を維持したものが 16 件、都道府県が指定を解除したものが 75 件、その他が 2 件みられた（表 2-(3)-⑤）。

都道府県の対応状況を所有者別にみると、個人所有のもの（76 件）では都道府県が指定を維持したものが 8 件、都道府県が指定を解除したものが 66 件、その他が 2 件みられた（表 2-(3)-⑤（再掲））。

上記指定を維持した 8 件について区域外移動の理由をみると、美術館・博物館等へ寄託したものが 5 件、所有者が文化財を扱える知人に保管を依頼しているもので区域外への移動は一時的であり、将来県内に戻ってくる見込みであるものが 2 件、相続をしたものが 1 件みられた（表 2-(3)-⑥）。

表 2-(3)-⑤ 都道府県指定文化財（美術工芸品）の所有者別・都道府県の区域外移動把握後の
対応状況別件数

(単位：件)

区分	指定維持	指定解除	その他（注3）	合計
個人	8	66	2	76
社寺	7	1	0	8
都道府県	0	0	0	0
市区町村	1	0	0	1
所有者不明（注2）	0	8	0	8
合計	16	75	2	93

(注) 1 当省の調査結果による（令和2年3月末現在）。

2 「所有者不明」は、i) 文化財の名称、ii) 文化財の種別、iii) 都道府県が当該文化財の指定を区域外へ移動したことを理由に解除した記録については残っているが、所有者が不明であるものをいう。

3 「その他」は、一時的に区域外への移動により指定解除されていたが、区域内へ戻ってきたため再度指定されたものをいう。

表 2-(3)-⑥ 指定維持の場合の所有者別・区域外移動の理由別件数

(単位：件)

区分	売却	譲渡	相続 （注3）	所有者 の転居	寄託 （注4）	詳細不 明	その他 （注5）	合計
個人	0	0	1	0	5	0	2	8
社寺	0	0	0	0	7	0	0	7
都道府県	0	0	0	0	0	0	0	0
市区町村	0	0	0	0	1	0	0	1
所有者不 明（注2）	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	1	0	13	0	2	16

(注) 1 当省の調査結果による（令和2年3月末現在）。

2 「所有者不明」は、i) 文化財の名称、ii) 文化財の種別、iii) 都道府県が当該文化財の指定を区域外へ移動したことを理由に解除した記録については残っているが、所有者が不明であるものをいう。

3 「相続」で計上されている1件は、所有者が所有する文化財について当該文化財を指定した都道府県内にある博物館へ寄託することを検討する意思を示しているが、その取扱いについて家族間で検討している最中であるとしているものをいう。

4 「寄託」は、美術館・博物館等への寄託であり、文化財の所有者と美術館等との間で締結された寄託契約の契約期間が5年以上の期間にわたって有効な契約が締結されたものを対象としている。

5 「その他」は、所有者が文化財を扱える知人に保管を依頼しているもので区域外への移動は一時的であり、将来県内に戻ってくる見込みであるものをいう。

一方、上記都道府県が指定を解除した個人所有の都道府県指定文化財（美術工芸品）66件について、区域外移動の理由をみると、売却が27件、譲渡が14件、所有者の転居が16件、詳細不明が9件となっている（表 2-(3)-⑦）。

また、上記66件について、区域外へ移動した理由別に、都道府県が区域外移動して

いることを把握したきっかけをみると、区域外移動した原因となる行為の際に、新所有者からの所有者変更の届出で把握したものが3件みられた（表2-(3)-⑧）。

その一方で、都道府県が事後に行った所在確認調査により把握したもの（31件）、関係者からの照会・連絡により把握したもの（9件）及び詳細不明としているもの（20件）が合計で60件みられ、全体66件の90.9%となっていた（表2-(3)-⑧（再掲））。

また、上記66件のうち1件は国の重要文化財に指定されているが、残りの65件の都道府県指定文化財（美術工芸品）について、都道府県は、条例上の根拠もないことから、当該都道府県指定文化財（美術工芸品）が区域外へ移動し、指定を解除した後は、特段当該都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理状況について追跡・把握をしていない。

個人所有の都道府県指定文化財（美術工芸品）について、売却等がされた際に、新旧の所有者が、条例に基づく所在地変更又は所有者変更の届出をせず、都道府県が事後に区域外へ移動したことを把握した場合、当該都道府県指定文化財（美術工芸品）が区域内に存しないことから、都道府県は指定を解除している（本調査では上記のとおり60件該当。表2-(3)-⑧（再掲））。これは、条例に基づき、所有者に対して当該都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理義務が課せられないことを意味する。

表2-(3)-⑦ 指定解除の場合の所有者別・区域外移動の理由別件数

(単位：件)

区分	売却	譲渡	相続	所有者 の転居	寄託 (注3)	詳細不 明	その他	合計
個人	27	14	0	16	0	9	0	66
社寺	0	1	0	0	0	0	0	1
都道府県	0	0	0	0	0	0	0	0
市区町村	0	0	0	0	0	0	0	0
所有者不 明(注2)	0	0	0	0	1	7	0	8
合計	27	15	0	16	1	16	0	75

(注) 1 当省の調査結果による（令和2年3月末現在）。

2 「所有者不明」は、i) 文化財の名称、ii) 文化財の種別、iii) 都道府県が当該文化財の指定を区域外へ移動したことを理由に解除した記録については残っているが、所有者が不明であるものをいう。

3 「寄託」は、美術館・博物館等への寄託であり、文化財の所有者と美術館等との間で締結された寄託契約の契約期間が5年以上の期間にわたって有効な契約が締結されたものを対象としている。

表 2-(3)-⑧ 個人所有で指定が解除された都道府県指定文化財（美術工芸品）のうち、区域外移動の理由別・都道府県が区域外移動を把握したきっかけ別件数

(単位：件)

区分	所在地変更の届出 (注3)	所有者変更の届出 (注3)	事後の所在確認調査	関係者からの照会・連絡	詳細不明	その他 (注4)	合計
売却	0	3	10	8	4	2	27
譲渡	0	0	8	1	5	0	14
相続	0	0	0	0	0	0	0
所有者の転居	0	0	13	0	3	0	16
寄託	0	0	0	0	0	0	0
詳細不明	0	0	0	0	8	1	9
その他 (注2)	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	3	31	9	20	3	66

(注) 1 当省の調査結果による（令和2年3月末現在）。

2 「その他」は、所有者が文化財を扱える知人に保管を依頼しているもので区域外への移動は一時的であり、将来県内に戻ってくる見込みであるものをいう。

3 「所在地変更の届出」及び「所有者変更の届出」とは、条例に基づく所在地変更の届出及び所有者変更の届出をいう。

4 「その他」は、銃砲刀剣類所持等取締法第17条の規定に基づく所有者変更手続等で判明したものをいう。

調査対象とした都道府県の中には、個人所有の文化財を都道府県指定文化財（美術工芸品）に指定する場合、原則として公的展示施設への寄託・寄贈を前提とすることで、都道府県外への流出の防止を図っている例がみられた（表 2-(3)-⑨）。

表 2-(3)-⑨ 都道府県が個人所有の文化財を指定する場合に公的展示施設に寄託等をしてもらうことで都道府県外への流出の防止を図っている例

内容
<p>本都道府県は、昭和47年以降、文化財のうち美術刀剣であって、個人が所有するものについては同都道府県指定文化財（美術工芸品）に指定しないとする運用を開始したとしている。</p> <p>当時このような運用を開始した理由について、同都道府県は、特に美術刀剣について、都道府県指定文化財（美術工芸品）の指定書を利用して市場に流通させるなど、都道府県外への流出の懸念が高まったためと考えられるとしている。</p> <p>また、同都道府県は、平成5年度に「個人所有の文化財の取扱い方針」（平成6年3月18日審議会報告。以下「取扱い方針」という。）を策定しており、美術刀剣以外の個人所有の文化財（美術工芸品等）についても個人所有のまま指定するには、原則として博物館等の</p>

公的展示施設への寄託・寄贈を前提とすることとした。

このため、同都道府県は、個人所有の文化財を同都道府県指定文化財（美術工芸品）に指定する場合、文化財の所有者に対し公的展示施設への寄託・寄贈を依頼し、寄託・寄贈を受けた後に指定することとしている。

なお、取扱い方針の策定以降に指定された同都道府県指定文化財（美術工芸品）の都道府県外流出が発生した事案は確認されていないとしている。

(注) 当省の調査結果による。

また、都道府県指定文化財（美術工芸品）の区域外移動が判明した後に、都道府県が所有者と接触し、区域内の美術館に文化財が寄託され、都道府県が指定を維持し当該都道府県指定文化財（美術工芸品）の保護が図られた例もみられた（表 2-(3)-⑩）。

表 2-(3)-⑩ 都道府県の区域外へ移動した文化財について、所有者と接触することにより都道府県指定文化財（美術工芸品）の指定解除とならず保護が図られた例

内容
<p>平成 25 年 11 月に文化庁から国指定文化財（美術工芸品）の所在確認調査の依頼があった際に併せて本都道府県指定文化財（美術工芸品）の所在確認調査を実施し、所在不明となっている刀剣が判明。その後、同都道府県から、他の都道府県の教育委員会等（銃砲刀剣類所持等取締法第 14 条に規定された刀剣類の登録事務の担当部局）に対し、当該所在不明刀剣の登録がなされていないかを照会したところ、平成 30 年度に所有者が刀剣の登録情報において、本都道府県外に転居していることが判明した。</p> <p>同都道府県は、所有者と連絡を取り、指定解除するに当たり、都道府県指定文化財の指定・解除などの制度の趣旨を説明したところ、同所有者から同都道府県内の施設で多くの人に当該刀剣を公開し、有効活用したい意向の相談があり、同都道府県内の刀剣を多く扱う美術館を紹介し、寄託されることになった（同都道府県指定文化財（美術工芸品）として指定を継続した。）。</p> <p>このように、指定解除前に所有者と接触することにより、同都道府県は所有者に対して都道府県指定文化財の指定・解除などの制度の趣旨を説明する機会が生じるため、区域外に所在する所有者が所有する都道府県指定文化財（美術工芸品）の保護の必要性を改めて認識し、同都道府県内（区域内）の美術館に寄託することになり、指定が維持された事例がみられた。</p>

(注) 当省の調査結果による。

さらに、調査対象都道府県の中には、都道府県指定文化財（美術工芸品）が区域外へ移動した後に移動の事実を把握した経験を踏まえ、所有者に対する届出の励行を推進する取組を行っている例及び制度の趣旨が伝わらず、届出が行なわれないとする意見がみられた（表 2-(3)-⑪）。

- ① 所有者に対して、所有者変更等に係る各種届出等必要な手続について整理した資料を配布し周知を行っている例
- ② 都道府県指定文化財（美術工芸品）の指定後、年月の経過や相続等により制度の趣旨が伝わらず、区域外移動に係る届出が行われたいとする意見

表 2-(3)-⑪ 都道府県の区域外移動の際に必要な届出の励行についての事例及び意見

内容
<p>本都道府県教育委員会は、平成 25 年度に国指定文化財の所在不明問題が発生したことを契機として、同都道府県指定文化財（美術工芸品）の所在確認調査を 26 年度から定期的に（4 年間に 1 回）実施することとしている。同調査では、平成 30 年度までに 3 件の都道府県指定文化財（美術工芸品）の区域外移動が明らかとなり、うち 1 件は売買によるもの、2 件は所有者が知人に預けたものであったが、いずれも都道府県指定に係る所有者変更届出等の各種届出はされていなかった。</p> <p>なお、3 件の都道府県指定文化財（美術工芸品）については、売買された 1 件については今後同都道府県に戻る見込みがないなどのため指定解除、その他の 2 件については一時的な移動であり今後同都道府県に戻る予定であるなどのため指定維持との対応となっている。</p> <p>また、これらの調査においては、都道府県指定文化財（美術工芸品）の現在の所在地・所有者情報等について所有者に確認しており、所在地又は所有者の変更が判明したものにに対し、必要なものについては、所有者変更等の各種届出を行うよう指導している。</p> <p>同都道府県教育委員会では、上記の状況を踏まえ、令和元年度以降、新規に指定された都道府県指定文化財（美術工芸品）の所有者に対して、所有者変更等に係る各種届出等必要な手続について整理した資料を配布し、周知を行っている。また、これらの周知に加え、都道府県指定文化財（美術工芸品）の所有者を対象に 1 年に 1 回程度定期的な周知を今後実施することを検討している。</p> <p>同都道府県教育委員会は、「区域外移動については、所有者が届け出なければ発覚しない場合が多いため、各都道府県において、所在地や所有者変更時の手続についての周知徹底を図ることが重要と考える」としている。</p>
<p>本都道府県は、平成 25 年 11 月に文化庁から国指定文化財（美術工芸品）の所在確認調査の依頼があった際に、併せて実施した同都道府県指定文化財（美術工芸品）の所在確認調査をきっかけに区域外移動が判明したものが 23 件（刀剣類）みられた。これらは、いずれも、所有者の死亡に伴い、同都道府県外の相続人のところに移動したり、同都道府県外に売却したことにより、指定解除されたものであるが、相続人等は、所在地変更の届出等が必要なことを認識していなかったため、相続時等には届出が行われておらず、旧所有者が死亡して一定期間が経過した後、行政側が所在確認調査をきっかけに、新所有者・所有地の追跡を行うことにより区域外移動が判明したものである。</p>

このことについて、同都道府県は、同都道府県指定文化財（美術工芸品）の個人所有者は、所有する文化財が指定された当初は、文化財指定の制度の趣旨や所在地・所有者変更届の必要性について理解しているが、指定後、長い年月が経過し、所有者が制度の趣旨を忘れてしまったり、相続等により所有者が代わり、その者に制度の趣旨が伝わっていないなどにより、変更の届出が行われず、所在確認調査を行った際に、所在不明や区域外移動が判明することが多くみられ、今後、現所有者にどのように届出を励行していくのが課題の一つであるとしている。

なお、同都道府県は、こうした状況を踏まえ、平成 26 年度からは、毎年度 1 回、所在地の市区町村に依頼して、都道府県指定文化財（美術工芸品）の所在確認を行っている。

(注) 当省の調査結果による。

(4) 文化庁における都道府県指定文化財（美術工芸品）の散逸防止に係る取組等

ア 所在不明文化財

文化庁は、都道府県指定文化財の取扱いについては、各都道府県が条例等に基づき主体的に判断すべき事柄であるとしている。

文化庁では、所在不明となった国指定等文化財（美術工芸品）について、平成 25 年及び 30 年に所在確認調査を行い、それらの結果を取りまとめ、ウェブサイト「盗難を含む所在不明に関する情報提供について～取り戻そう！みんなの文化財～」に掲載している。文化庁は、このウェブサイトを令和 2 年 1 月に更改し、都道府県から情報を得て、所在不明となった都道府県指定文化財 21 件（令和 2 年 9 月末現在）についても同様に掲載することで共有を可能としている。

今回の調査では、調査対象とした都道府県において、個人所有の都道府県指定文化財（美術工芸品）が所在不明となっているケースが 86 件みられたが、いずれも新旧の所有者が条例に基づいて適切に所在地変更又は所有者変更の届出を行っておらず、都道府県は、都道府県指定文化財（美術工芸品）が所在不明となったことを事後の所在確認調査や関係者からの連絡・照会等により把握していた。所有者による適切な届出がなされなかったことが、結果的に所在不明につながってしまっている状況がうかがわれた。

そのような中で、一部の都道府県では、所有者との緊密な関係の構築や所有者に対する届出の励行を図るなど都道府県指定文化財（美術工芸品）が所在不明とならないように工夫している取組を行っている例や、一旦所在不明となった都道府県指定文化財（美術工芸品）について、都道府県が関係機関と連携して搜索に当たるなどにより再度発見した例もみられたところである。

これらの事例が示すとおり、条例に基づいた旧所有者からの所在地変更の届出及び新所有者からの所有者変更の届出を励行してもらうことは、都道府県指定文化財（美術工芸品）の散逸の防止に有効である。

また、都道府県における再発見事例や要望を踏まえ、一旦所在不明となった都道府県指定文化財（美術工芸品）を都道府県が再発見した事例における、搜索の方法、搜索の際に連携した関係機関、搜索に当たっての留意点及び再発防止策は、都道府県が所在不明文化財を搜索する際に参考になると考えられる。

イ 都道府県指定文化財（美術工芸品）の区域外移動

文化庁は、都道府県指定文化財の取扱いについては、各都道府県が条例等に基づき主体的に判断すべき事柄であるとして、都道府県の区域外へ移動した都道府県指定文化財（美術工芸品）の取扱いに関して条例参考案の提示以外に特段の取組は行われていない。

また、区域外へ移動した都道府県指定文化財（美術工芸品）の取扱いについても、文化財指針の文化財保存活用大綱の箇所には、特段何も記載されていない。

今回の調査では、調査対象とした都道府県において、個人所有の都道府県指定文化財（美術工芸品）が売却や譲渡などによって当該都道府県の区域外へ移動していたものが76件みられたが、このうち69件については、新旧の所有者からの条例に基づく所在地変更又は所有者変更の届出によってではなく、事後の所在確認調査や関係者からの連絡・照会などによってその事実を事後的に把握していたことが明らかとなった。このうち60件については、都道府県指定文化財（美術工芸品）が区域内に存しないことから、都道府県は指定を解除しており、条例に基づき、所有者に対して当該文化財の管理義務が課せられないこととなる。

そのような中で、一部の都道府県では、所有者に対する届出の励行を図ったり、所有者に働き掛けて美術館等への寄託を勧めるなどにより都道府県指定文化財（美術工芸品）の保護を図る取組もみられたところである。

これらの事例が示すとおり、条例に基づいた旧所有者からの所在地変更の届出及び新所有者からの所有者変更の届出を励行してもらうことは、都道府県指定文化財（美術工芸品）の散逸の防止に有効である。

文化庁は、以上のような都道府県指定文化財（美術工芸品）が所在不明となった原因及び搜索状況に係る実態や、区域外へ移動した原因及びその後の都道府県における指定の取扱いなどの都道府県指定文化財（美術工芸品）の区域外移動に係る実態を把握していない。

しかしながら、文化庁は、国全体の文化財保護行政を担当する立場から、都道府県に対し、都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理にとって有効と考えられる手法を提示することが可能である。

(所見)

したがって、文部科学省（文化庁）は、都道府県指定文化財（美術工芸品）の散逸を防止し、各都道府県における更なる適切な管理を推進するため、都道府県に対し、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 都道府県指定文化財（美術工芸品）について、条例に基づき、旧所有者からの所在地変更の届出及び新所有者からの所有者変更の届出を励行してもらうことが都道府県指定文化財（美術工芸品）の散逸の防止に有効であることを示すこと。
- ② 一旦所在不明となった都道府県指定文化財（美術工芸品）を都道府県が再発見した事例を把握し、当該事例における、搜索の方法、搜索の際に連携した関係機関、搜索に当たっての留意点及び再発防止策を示すこと。

ウ 区域外へ移動した都道府県指定文化財（美術工芸品）の取扱い（課題）

都道府県の区域外へ移動した都道府県指定文化財（美術工芸品）については、美術館等への寄託や個別の事情によって指定が維持される場合もあるが、多くは区域外へ移動したことを都道府県が事後の調査等によって把握し、都道府県が指定を解除し、その後の状況を把握していない状況がみられた。

一方、都道府県指定文化財（美術工芸品）が都道府県の区域外へ移動した場合、条例の効力が及ぶ範囲を超えることとなるため、区域外移動し指定が解除された都道府県指定文化財（美術工芸品）についての保護の在り方について検討する際、まずは移動元都道府県と移動先都道府県との間で、当該文化財に係る所有者や所在地等の情報が共有されることが考えられる。

今回、調査対象とした都道府県の中には、都道府県の区域外へ移動した都道府県指定文化財（美術工芸品）について移動先の市区町村から情報提供があったことにより偶発的に所在を把握した例がみられた（表 2-(4)-①）一方、都道府県が、区域外移動した都道府県指定文化財（美術工芸品）について文化財保護審議会での議論を踏まえ、移動先都道府県への情報提供を見合わせた例がみられた（表 2-(4)-②）。

また、調査対象とした都道府県からは、都道府県間の情報共有の仕組みを積極的に求める意見が 1 件みられたが、むしろ、提供された側は情報の取扱いに困るといった否定的な意見が複数みられるなど、都道府県間の情報共有に関する考え方が各都道府県で様ではないことが明らかとなった（表 2-(4)-③）。

都道府県指定文化財（美術工芸品）の取扱いについては、都道府県が条例に基づき自主的に判断すべき事項であるとされているが、区域外へ移動した都道府県指定文化財（美術工芸品）に対しては元々所在した都道府県の条例は適用されないこととなる。

このような、都道府県の区域外へ移動した都道府県指定文化財（美術工芸品）は、都道府県指定文化財（美術工芸品）としての価値が失われませんが、保護が図られないこととなるケースについて、文化庁は、都道府県間で情報を共有し、保存のための措置を都道府県において検討の^{そじょう}俎上に載せるような環境を整備するなど都道府県の範囲を超えたより広域的な対応を図ることを今後の課題として検討する余地はあると考えられる。

表 2-(4)-① 都道府県の区域外へ移動した都道府県指定文化財（美術工芸品）について移動先の市区町村から情報提供があったことにより偶発的に所在を把握した例

内容
A 県が昭和 28 年に A 県指定有形文化財に指定した「銅鐸」については、所有者が昭和 31 年に B 県内に移転、その後、C 県 c 市に再移転したところ、c 市の文化財担当者から A 県に連絡があつてはじめて、A 県が文化財の転出を知った経緯がある。 所有者が c 市に移転した時期、c 市の担当者が「銅鐸」の転出等について知った時期、

理由等については、当時の資料がなく不明であるが、A県が所有者の県外移転を知ったことにより、昭和55年にA県指定有形文化財の指定が解除された。また、翌昭和56年に、A県内の財団法人が所有者から「銅鐸」^{どうたく}を買い取り、同財団からa町（平成18年に合併後はa市）に寄贈した。「銅鐸」^{どうたく}は、昭和56年11月からはa町が町立郷土資料館で管理、57年にA県指定有形文化財の再指定を受け、現在は、a市が同市郷土資料館で管理している。

なお、A県の文化財担当者は、担当者としては、このケースのように、結果的に地元の働き掛けによって都道府県指定文化財（美術工芸品）の帰還につながったケースもあるので、都道府県指定文化財（美術工芸品）の所在について移動先自治体からの連絡があることは一般論として望ましいとしている。

（注） 当省の調査結果による。

表2-4-② 都道府県の区域外へ移動した都道府県指定文化財（美術工芸品）について文化財保護審議会での議論を踏まえ移動先都道府県に対し情報提供を見合わせた例

内容
<p>本都道府県の条例等の例規では、区域外移動に伴い指定を解除する本都道府県指定文化財（美術工芸品）について、移動先都道府県に対して連絡を行うことに係る定めはない。</p> <p>しかしながら、同都道府県教育委員会では、新所有者が移動先の都道府県教育委員会に対して指定の申請を届け出る可能性があるため、その場合、移動先都道府県教育委員会に事前に連絡をしておく方が事実確認等について円滑に対応できるのではないかと考えた。</p> <p>このため、本都道府県教育委員会では、都道府県文化財保護審議会（以下本表において「審議会」という。）で区域外移動が明らかになった都道府県指定文化財（美術工芸品）1件の指定解除の適否が審議される際、併せて解除後に移動先都道府県教育委員会に対して情報共有を行うことの是非についても審議されるよう諮った。</p> <p>審議会では、上記の経緯を踏まえた審議が行われ、その結果、本件の指定解除を決定し、また、次の理由から移動先都道府県教育委員会への連絡を行わないことが決定された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動先都道府県教育委員会に対して本都道府県指定文化財（美術工芸品）の指定解除について情報共有を行うことは、移動先都道府県による指定に係る配慮を求めているように受け止められるおそれがあるが、これは都道府県指定文化財の指定が各都道府県の自治事務であり、それぞれの判断に委ねられるべきことから好ましくないこと。 ・ 本都道府県指定文化財（美術工芸品）の所有者から移動先都道府県教育委員会に対して指定の申請を届け出られた場合における両都道府県間の情報共有については、移動先都道府県教育委員会から本都道府県教育委員会に対して事実確認や経緯等の照会があった場合に対応すれば足りること。 ・ 移動先都道府県教育委員会に対して本都道府県指定文化財（美術工芸品）に係る本都道府県の指定解除に係る連絡を行うことにより、実質的に移動先都道府県に対して個人の財産の移転等に係る個人情報を知らせてしまうことになること。

本都道府県教育委員会では、審議会における議論及び答申を踏まえ、令和元年度に本都道府県指定文化財（美術工芸品）の指定を解除した際には、移動先都道府県教育委員会に対する連絡等の情報共有は行わなかった。

なお、令和2年7月現在、本都道府県教育委員会では、移動先都道府県教育委員会からの本都道府県指定文化財（美術工芸品）に関する照会は受けていない。

同都道府県教育委員会では、本都道府県指定文化財（美術工芸品）について移動先都道府県で指定を行うかなどの取扱いについては、移動先都道府県教育委員会が主体的に対応すべき事項であり、このため、本都道府県教育委員会が移動先都道府県教育委員会に対し、これらの対応を求めることは当然できず、これらの対応を求めているよう受け止められるおそれがある情報共有についても条例等の根拠なく行うべきでないとしている。また、都道府県指定文化財（美術工芸品）については指定を解除した時点で、当該文化財及びその所有者に対して都道府県の指導権限は及ばず、条例等の根拠がない中で個人情報を含む情報の共有はできないとしている。

（注） 当省の調査結果による。

表 2-(4)-③ 都道府県の区域外へ移動した都道府県指定文化財（美術工芸品）について移動先都道府県に対し情報提供をすることに関する都道府県の意見

区分	内容
情報提供について積極的な意見	<p>移動先で保護を図る取組を引き継ぐことは求めないが、都道府県指定文化財（美術工芸品）の情報共有の仕組みが構築できるのであれば良いと思う。文化財の概要、写真、大きさなどが分かるような文化財情報のデータベースがあると良い。</p>
情報提供について消極的な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区域外移動した都道府県指定文化財（美術工芸品）の保護を図るための方策を検討する場合、移動先の都道府県においてどのように取り扱うかについてのルールがないと、移動元の都道府県が当該文化財に関する情報を提供したとしても、移動先での対応が区々となる可能性があると思われる。 ・ 本都道府県指定文化財（美術工芸品）が区域外へ移動した場合において、文化財保護の観点から移動先の都道府県と情報共有を図ることについては、根拠とする規定がない上に、個人所有という制約があることや都道府県ごとに指定の在り方にもばらつきがある。 ・ 仮に他の都道府県指定文化財（美術工芸品）が移動してきた場合、当該都道府県から情報共有等の連絡があれば、所在地の市区町村に通知し、当該市区町村や本都道府県の指定文化財になり得るかどうか検討することにはなると考えるが、本都道府県の指定文化財は市区町村指定の文化財の中から指定される場合が多いため、他の都道府県で指

	<p>定されていたという理由だけでは、本都道府県の文化財として直接指定することは難しい。また、市区町村に流入文化財の情報を伝達したとしても、その地域に縁のある文化財ではない場合、指定される可能性は低いため、情報共有をされた側も取扱いに困る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動先の都道府県が、移動元の都道府県に代わって文化財の管理状況等を確認する仕組みができれば、本都道府県指定文化財（美術工芸品）の適正な管理に当たって効果はあると考えるが、一方で、確認の代行の協力を求められた都道府県及び現況確認の実務を担う市区町村の負担増も懸念される。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県指定文化財（美術工芸品）の区域外移動後の指定継続に係る対応について検討する場合、意見具申制度（注）を採用している国の登録有形文化財（美術工芸品）の登録時点における区域（都道府県）から移動した際の対応（各種手続や、経由事務を移動元、移動先のどちらが行うか、移動先との情報共有をどのように行うかなど）に関する文化庁の考えが示されれば、参考になると考えられる。 （注）国の登録有形文化財については、法第 189 条の規定に基づき地方公共団体が、関係書類を添えて登録制度による保存及び活用を図ることが妥当と認められるものに関する情報提供を国に対して行うこととされている。 ・ 都道府県指定文化財（美術工芸品）の区域外移動への対応に関し、他の都道府県の状況や考え方等について参考となる情報があれば、提供していただきたい。 ・ 移動先の都道府県への通知制度を創設することについては、通知を行うこと自体に支障はないが、法第 182 条第 3 項の規定により、地方公共団体が文化財の指定若しくは解除を行った場合は、文化庁に報告する義務があるため、地方公共団体から文化財の移動先の都道府県に通知を行うよりも、文化庁が同報告で把握して移動先の都道府県等に情報共有を行う方が効率的ではないか。 ・ 区域外移動については、所有者が届け出なければ発覚しない場合が多いため、都道府県間の情報共有の仕組みを構築するよりも、各都道府県において、所有者変更、所在地変更時の手続についての周知徹底を図ることが重要と考える。

（注） 当省の調査結果による。

〔資料編〕

資料目次

資料 1	文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）（抜粋）	38
資料 2	文化財保護の体系図	41
資料 3	都道府県指定文化財の種類及び数（令和 2 年 5 月現在）	42
資料 4	「都道府県の文化財保護条例及び文化財保護審議会条例の参考案について」 （昭和 50 年 9 月 30 日付け庁保第 190 号文化庁次長通知）（抜粋）	42
資料 5	都道府県指定文化財に係る所有者変更の手の流れ（例）	45
資料 6	文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存 活用計画の策定等に関する指針（平成 31 年 3 月 4 日文化庁）（抜粋）	46
資料 7	「国指定文化財（美術工芸品）の所在確認調査について（依頼）」 （平成 25 年 11 月 29 日付け 25 庁財第 352 号文化庁長官通知）（抜粋）	49
資料 8	文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方 について（第一次答申）（平成 29 年 12 月 8 日文化審議会）（抜粋）	50

資料1 文化財保護法（昭和25年法律第214号）（抜粋）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- 四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
- 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
- 六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2・3 （略）

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

（地方公共団体の事務）

第百八十二条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に

要する経費につき補助することができる。

2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

3 前項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行つた場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

(文化財保存活用大綱)

第八十三条の二 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱(次項及び次条において「文化財保存活用大綱」という。)を定めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、文化財保存活用大綱を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。

(文化財保存活用地域計画の認定)

第八十三条の三 市町村の教育委員会(地方文化財保護審議会を置くものに限る。)は、文部科学省令で定めるところにより、単独で又は共同して、文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画(以下この節及び第九十二条の六第一項において「文化財保存活用地域計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 文化財保存活用地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針

二 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容

三 当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項

四 計画期間

五 その他文部科学省令で定める事項

3 市町村の教育委員会は、文化財保存活用地域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、地方文化財保護審議会(第八十三条の九第一項に規定する協議会が組織されている場合にあつては、地方文化財保護審議会及び当該協議会。第八十三条の五第二項において同じ。)の意見を聴かなければならない。

4 文化財保存活用地域計画は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第五条第一項に規定する歴史的風致維持向上計画が定められているときは、当該歴史的風致維持向上計画との調和が保たれたものでなければならない。

5 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その文化財保存活用地域計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該文化財保存活用地域計画の実施が当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 文化財保存活用大綱が定められているときは、当該文化財保存活用大綱に照らし適切なものであること。

6 文化庁長官は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣を通じ関係行政機関の長に協議しなければならない。

7 文化庁長官は、第五項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した市町村の教育委員会に通知しなければならない。

8 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る文化財保存活用地域計画を公表するよう努めなければならない。

(文化財保護指導委員)

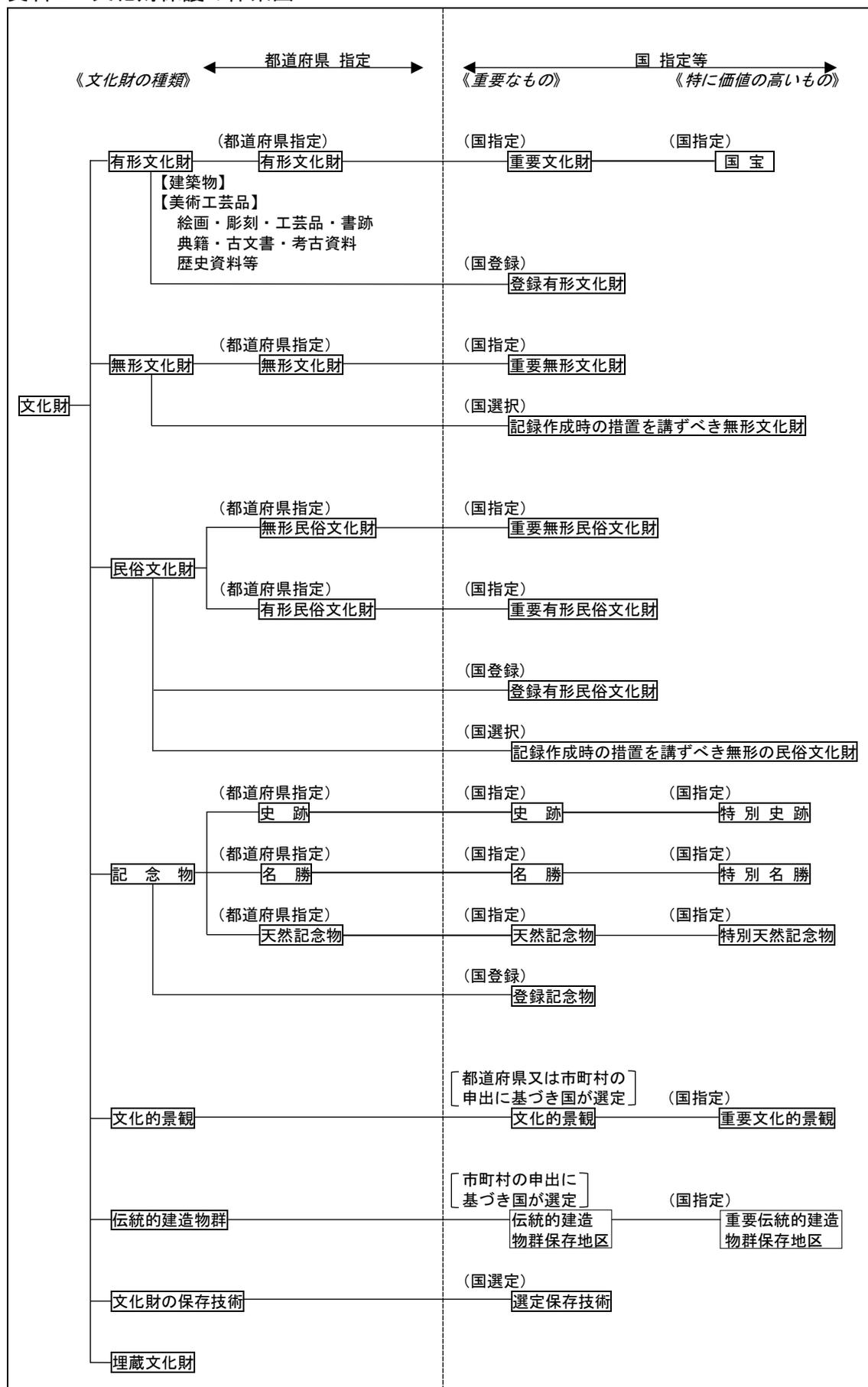
第九十一条 都道府県及び市町村の教育委員会(当該都道府県及び市町村が特定地方公共団体である場合には、当該特定地方公共団体)に、文化財保護指導委員を置くことができる。

2 文化財保護指導委員は、文化財について、随時、巡視を行い、並びに所有者その他の関係者に対し、文化財の保護に関する指導及び助言をするとともに、地域住民に対し、文化財保護思想について普及活動を行うものとする。

3 文化財保護指導委員は、非常勤とする。

(注) 下線は、当省が付した。

資料2 文化財保護の体系図



(注) 文化庁ホームページに掲載された資料に基づき、当省が作成した。

資料3 都道府県指定文化財の種類及び数（令和2年5月現在）

文化財の種類		件数
有形文化財	建造物	2,531
	美術工芸品	10,611
無形文化財	芸能	32
	工芸技術	121
	その他	10
民俗文化財	有形	762
	無形	1,680
記念物	遺跡	2,993
	名勝地	288
	動物・植物・地質鉱物	3,010
文化的景観		10
伝統的建造物群保存地区		3
保存技術		12
計		22,063

(注) 文化庁ホームページに掲載された資料に基づき、当省が作成した。
 なお、太枠は本調査の対象としている文化財であることを指す。

資料4 「都道府県の文化財保護条例及び文化財保護審議会条例の参考案について」（昭和50年9月30日付け庁保第190号文化庁次長通知）（抜粋）

<p>都道府県の文化財保護条例及び文化財保護審議会条例の参考案について</p> <p>このことについて、文化財保護法の一部を改正する法律(昭和五〇年法律第四九号)の施行に伴い、別添一及び別添二のとおり作成しましたので、御参考までに送付します。</p> <p><u>貴都道府県においては、この参考案を参照の上、それぞれの実情に応じて所要の措置を執るよう御配慮願います。</u></p> <p>〔別添一〕</p> <p>都道府県文化財保護条例(参考案)</p> <p>第二章 都道府県指定有形文化財</p> <p>(指定)</p> <p>第四条 <u>教育委員会は、都道府県の区域内に存する有形文化財(法第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。)のうち都道府県にとって重要なものを〇〇都道府県指定有形文化財(以下「都道府県指定有形文化財」という。)に指定することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合を除く。</u></p> <p>3 <u>第一項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、別に定める〇〇都道府県文化財保護審議会(以下「都道府県文化財保護審議会」という。)に諮問しなければならない</u></p>
--

い。

4 第一項の規定による指定は、その旨を都道府県(公)報で告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

5 第一項の規定による指定は、前項の規定による都道府県(公)報の告示があつた日からその効力を生ずる。

6 第一項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該都道府県指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

注 指定の効力発生時期につき法第二十八条第二項ただし書のような規定を置かないのは、所有者等の同意を指定の要件としたからである。

(解除)

第五条 都道府県指定有形文化財が都道府県指定有形文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

3 都道府県指定有形文化財について法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定があつたときは、当該都道府県指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。

4 前項の場合には、教育委員会は、その旨を都道府県(公)報で告示するとともに、当該都道府県指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

5 第二項で準用する前条第四項の規定による都道府県指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに、都道府県指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

注(1) 都道府県指定有形文化財がその都道府県の区域内に所在しなくなつた場合(一時的な所在の場所の変更を除く。)は、特殊な事由のうちを含めて取り扱うことが適当である。また、指定は、第四条第二項の規定により所有者等の同意を要件としているので、所有者等において、指定の当時の事情に著しい変更があり、所有者等の同意が当然予想されないような事態に立ち至つたときは、特殊の事由に該当するものとして指定の解除をするのが、所有権尊重の趣旨に沿うものである。

注(2) 法においては、指定書の返付期限を限定しているが、法に認められるこれに対する過料の制裁が条例においては認められず、過料の制裁のない期限の限定を条例に規定することは、あまり実益がないので「速やかに」としたのであるが、事務の便宜上施行規則に期間を限定することは、もとより差し支えない。

以下同様とする。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第六条 都道府県指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づいて発する教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、都道府県指定有形文化財を管理しなければならない。

2 都道府県指定有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わり当該都道府県指定有形文化財の管理の責に任ずべき者(以下この章において「管理責任者」という。)を選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も、同様とする。

4 管理責任者には、第一項の規定を準用する。

(所有者の変更等)

第七条 都道府県指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 都道府県指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(滅失、き損等)

第八条 都道府県指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者がある場合は、その者)は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

第九条 都道府県指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者(管理責任者がある場合は、その者)は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則の定める場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届出ることをもつて足りる。

注 都道府県の区域外への移動について、許可制をとられている向きもあるようであるが、所有権の制限として行き過ぎの感があるので、このような条項は削除されることが適当である。

なお、既に補助金を交付した都道府県指定有形文化財が都道府県の区域外に移動する場合は、有償譲渡の場合が多いと考えられるので、第十三条の規定により納付金を納付させることは、もとより可能である。

(調査)

第十八条 教育委員会は、必要があると認めるときは、都道府県指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該都道府県指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

注 指定のための強制調査権を規定することは、法においてもこれを避けているので、条例においてもこれを規定しない方がよいと思われる。

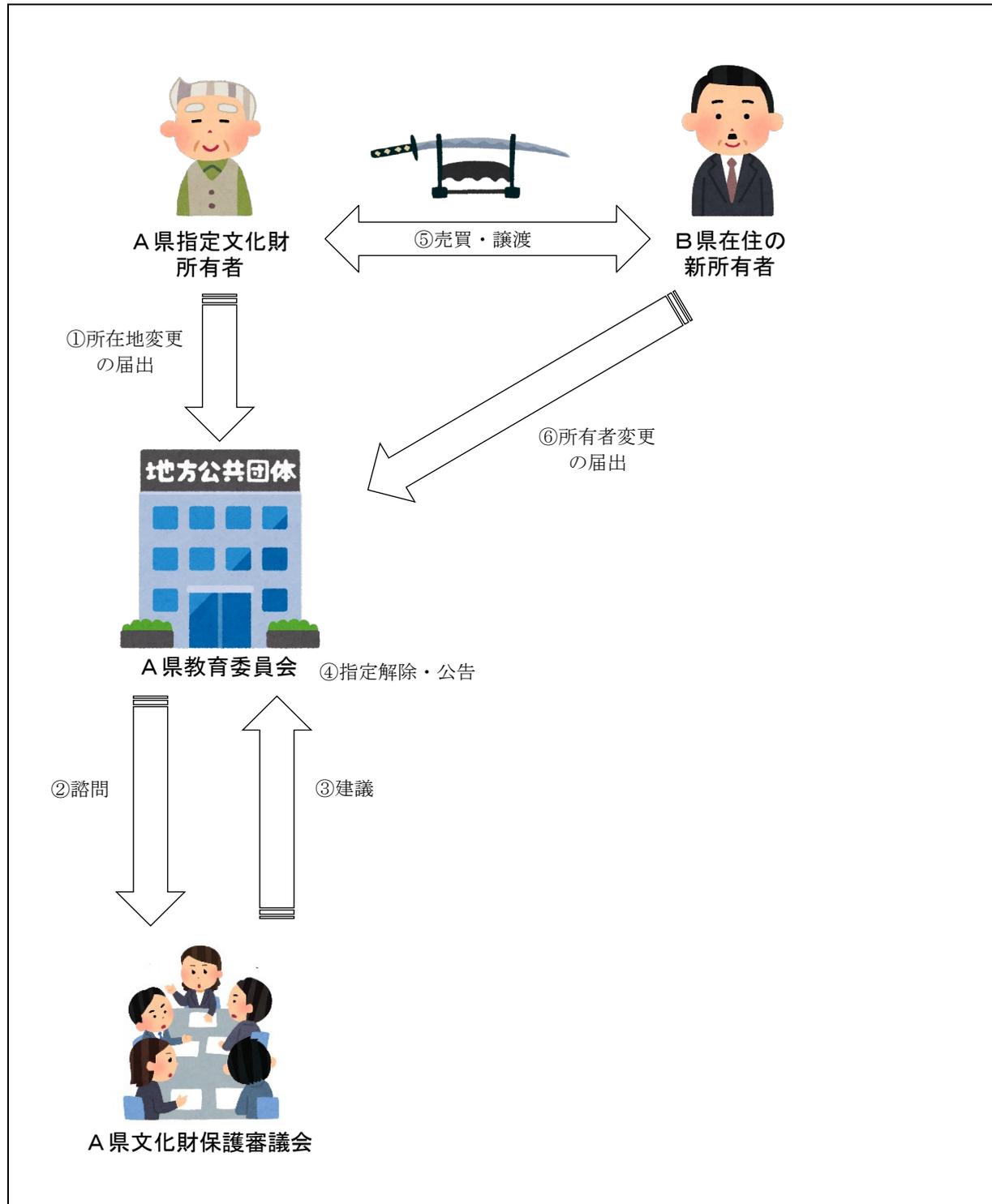
(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第十九条 都道府県指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該都道府県指定有形文化財に関しこの条例に基づいてする教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者は、当該都道府県指定有形文化財の引渡しと同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

(注) 下線は、当省が付した。

資料5 都道府県指定文化財に係る所有者変更の手の続の流れ（例）



(注) 条例参考案に基づき、当省が作成した。

資料 6 文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針（平成 31 年 3 月 4 日文化庁）（抜粋）

Ⅲ. 文化財保存活用大綱

1. 趣旨

大綱は、都道府県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化するものであり、当該都道府県内において各種の取組を進めていく上で共通の基盤となるものである。都道府県は、域内の市町村を包括・指導助言する広域の地方公共団体として、域内の文化財の総合的な保存・活用の方針や複数の市町村にまたがる広域的な取組、市町村への支援の方針などについて大綱に定める。

大綱において、都道府県としての文化財の保存・活用の基本的な方針が明示されることで、域内の市町村が相互に矛盾なく、同じ方針の下に取り組んでいくことが可能となる。

また、域内に複数市町村にまたがる歴史的・文化的関連性を有する圏域が存在するような場合、当該圏域に特化した取組の方針を定めることで、関連する市町村が円滑に連携して取り組むことが可能となる。

2. 大綱の記載事項

○ 大綱には、文化財の保存・活用に関する基本的な方針、文化財の保存・活用を図るために講ずる措置、域内の市町村への支援の方針、防災・災害発生時の対応、文化財の保存・活用の推進体制を基本的な事項として定める（大綱の構成例は参考資料 1 を参照）。

（解説・留意点）

文化財の保存・活用に関する基本的な方針には、当該都道府県の概要や域内の文化財の概要、それらに基づく歴史文化の特徴、域内の文化財の保存・活用に関する課題等を踏まえた都道府県としての目指すべき方向性や将来像、域内の文化財の保存・活用に関する取組の方針などを記載する。

文化財の保存・活用を図るために講ずる措置には、都道府県が主体となって行う調査や指定等に関する取組、域内の市町村や博物館等における専門的人材の育成・確保、都道府県として優先的に取り組んでいくテーマや重点的に保存・活用の措置を講じていく文化財に関する事項、都道府県が所有・管理する文化財の修理・整備等の具体的な計画などを記載する。

域内の市町村への支援の方針には、市町村が行う修理・整備などの保存・活用に関する取組への支援の方針、また、市町村が地域計画を作成する際の相談や指導・助言の実施体制、小規模市町村など自ら地域計画を作成することが難しい場合の都道府県による支援の方針や市町村が建築基準法の適用除外を検討する場合の指導・助言の方針などを記載する。

防災・災害発生時の対応には、災害に備えた平時からの救援ネットワークの構築や、被害情報の収集・緊急的なレスキュー活動など災害発生時に行う取組などを記載する。

文化財の保存・活用の推進体制には、文化財担当部局や関係部局、博物館等の関係機関における職員・専門的人材の配置状況、地方文化財保護審議会の設置状況や文化財保護指導委員の配置状況、日常的に連携協力している民間団体の概要、今後の体制整備の方針などを記載する。

3. 策定の際の留意点（略）

参考資料 1

文化財保存活用大綱の構成例

※あくまで一例であり，都道府県の状況に応じて適宜変更可

大綱名「〇〇〇文化財保存活用大綱」

※〇〇〇には都道府県名を記載

※必要に応じて副題を付すことも可

はじめに

序章

1. 大綱策定の背景と目的
2. 大綱の位置付け

※都道府県の総合計画や地方版まち・ひと・しごと総合戦略などの他計画との関係及び当該都道府県の行政体系における大綱の位置付けを記載

第1章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針

※当該都道府県の概要や域内の文化財の概要，それらに基づく歴史文化の特徴，域内の文化財の保存・活用に関する課題等を踏まえた都道府県として今後目指すべき方向性・将来像や，域内の文化財の保存・活用の方針等を記載

第2章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

※都道府県が主体となって行う文化財の調査・指定等・修理・整備・人材育成・情報発信・都道府県指定文化財等の所有者等に対する支援等の具体的な計画，また，都道府県として優先的に取り組むテーマや重点的に保存・活用の措置を講じていく文化財に関する事項等があれば記載

第3章 域内の市町村への支援の方針

※市町村が行う保存・活用に関する取組への支援の方針，市町村が地域計画を作成する際の相談や指導・助言の実施体制，小規模市町村など自ら地域計画の作成を行うことが難しい場合の支援の方針等を記載

第4章 防災・災害発生時の対応

※災害に備えた行政・博物館・NPO等の連携による文化財の救援ネットワークの構築や，災害発生時における市町村と連携した文化財の被害情報の収集や緊急的なレスキュー活動等の実施の体制等を記載

第5章 文化財の保存・活用の推進体制

※文化財担当部局や関係部局の職員・専門人材の配置状況，地方文化財保護審議会等の外部の専門人材の配置状況等について記載（表○）。また，必要に応じて今後の体制整備の方針を記載

表○ 文化財の保存・活用の体制 （略）

（注） 下線は、当省が付した。

資料7 「国指定文化財（美術工芸品）の所在確認調査について（依頼）」（平成25年11月29日
付け25庁財第352号文化庁長官通知）（抜粋）

1. 調査目的

現在、全国各地に所在している国指定文化財（美術工芸品）の所在について確認を行い、正確な所在を把握するとともに、文化財保護法で規定されている所有者変更等の手続を経ていないことが判明したものについては同法で定められた届出を徹底し、国指定文化財に関する必要な情報を整備する。

2. 調査対象

国指定文化財（美術工芸品）全件（国宝・重要文化財 10,524件）

3. 調査要領

(1) 確認方法

(ア) 原則として、現物の所在を実際に見て確認する。《(2) 調査票記入要領 (a) **所在確認**

①「現物確認」関係》（以下記号のみ記入）

ただし、平成25年4月1日以降に確認しているものは「所有者確認（その他）」として確認した日を調査票に記入する。《(2) (a) ⑤関係》

(イ) 所有者が、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人国立美術館、大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立歴史民俗博物館、大学共同利用機関法人自然科学研究機構国立天文台、国立国会図書館、日本学士院、外務省外交資料館、独立行政法人国立科学博物館である指定物件の調査については、文化庁から直接当該機関に調査するので、調査は不要。

(ウ) 博物館、美術館、文書館等が所有・所在地・管理場所である場合は、博物館等において現物を確認することをもって確認とし調査票に記入する。《(2) (a) ⑥関係》

(エ) 展覧会に出品中など合理的な理由で、現物を届出上の所在場所で確認できない場合は、出品場所等現在所在する場所を記入する。《(2) (a) ②、③、④、⑦関係》

(オ) 所有者が移転している等の場合には、住民基本台帳法第11条又は第12条の2の規定に基づき住民票の閲覧又は写しの交付を求め、転居先等を把握して調査票に記入する。

《(2) (a) ⑧、⑨関係》

(カ) 必要に応じて貴管内の市区町村教育委員会の協力を求める等連携しながら、本調査に回答する。

(キ) 具体的な記入方法については、以下の記入要領による。

(2) 調査票記入要領 (略)

(注) 下線は、当省が付した。

資料 8 文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について
(第一次答申)(平成 29 年 12 月 8 日文化審議会)(抜粋)

I. 検討の背景

文化財は、我が国の様々な時代背景の中で、人々の生活や風土との関わりにおいて生み出され、現在まで守り伝えられてきた貴重な財産である。今もなお、多くの有形・無形の文化財に触れることができるのは、先人の不断の努力による恩恵であり、国際社会の一員として文化財の保護に係る世界的な動向を踏まえながら、文化財を確実に次世代に継承していくことは、国民共通の責務である。

文化財は、我が国や各地域の歴史や文化を認識させ、魅力あふれる地域づくりの礎となり、コミュニティの活性化に寄与するものである。我が国においては、昭和 25 年に施行された文化財保護法に基づき有形・無形の文化財の指定や保護措置等が体系的に講じられ、文化財の所有者や保存団体、地域住民等の尽力によって文化財保護の成果が上げられてきた。

一方で、我が国の社会状況は急激に変化し、過疎化・少子高齢化の進行により地域の衰退が懸念されている。これは豊かな伝統や文化の消滅の危機でもあり、文化財は、未指定のものも含め、開発・災害等による消滅の危機のみならず、文化財継承の担い手の不在による散逸・消滅の危機にも瀕している。このような厳しい状況の中、これまで価値付けが明確でなかった未指定の文化財も対象に含めた取組の充実や、文化財継承の担い手を確保し社会全体で支えていく体制づくり等が急務である。

(略)

(注) 下線は、当省が付した。